

陸前高田市の保健事業

— 令和4年度重点目標と

令和3年度実績 —

(2022)



たけのぼり
ちゃん

福祉部 保健課

目次

第1 人口動態

1 陸前高田市の人口動態.....	1
(1) 町別人口・世帯.....	1
(2) 年別人口・出生数・死亡数.....	1
2 陸前高田市の出生状況.....	2
3 高齢化率等の推移.....	2
4 陸前高田市の死亡状況.....	3
(1) 年別死亡順位.....	3
(2) 死因別死亡数.....	4
(3) 年齢別死亡数.....	5
(4) 年別三大死因分類.....	6
(5) 年別乳児死亡数.....	8

第2 保健事業の重点目標と実績

1 母子保健事業.....	9
(1) 重点目標.....	9
(2) 母子健康手帳.....	10
(3) 健康教育.....	11
(4) 健康相談.....	14
(5) 健康診査.....	17
(6) 訪問指導.....	23
(7) 歯科保健.....	25
(8) 子育て支援.....	30
(9) 思春期（学校）保健.....	32
(10) 特定治療支援事業・養育医療給付事業.....	33
2 成人保健事業.....	34
(1) 重点目標.....	34
(2) 健康教育.....	35
(3) 健康相談.....	36
(4) 健康診査.....	37
(5) 特定健診・特定保健指導.....	42

(6) 歯科保健.....	44
3 感染症予防事業（予防接種事業）.....	45
(1) 重点目標.....	45
(2) A類疾病実施状況.....	46
(3) B類疾病実施状況.....	52
(4) 市独自助成の実施状況.....	53
(5) 新型コロナウイルスワクチン接種.....	53
4 健康づくり推進事業.....	54
(1) 重点目標.....	54
(2) 健康文化都市推進.....	55
(3) はまかだ運動推進事業.....	56
(4) 保健推進員.....	57
(5) 食育推進.....	58
5 精神保健福祉事業（こころの健康づくり事業）.....	64
(1) 重点目標.....	64
(2) 1次予防（こころの健康増進・予防）.....	65
(3) 2次予防（早期発見・早期対処）.....	66
(4) 3次予防（遺族支援）.....	66
(5) 連携体制支援強化.....	67
6 地域支援事業.....	68
(1) 重点目標.....	68
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業.....	69
(3) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業.....	76
(4) 包括的支援事業（社会保障充実分）.....	80
(5) その他.....	85
7 保健師業務状況.....	86
8 栄養士業務状況.....	87
9 健康相談員業務状況.....	87
10 権限移譲関係.....	88

第3 保健事業の体系（参考）

1 母子保健事業.....	89
---------------	----

2	成人保健事業.....	91
3	感染症予防事業（予防接種事業）.....	92
4	健康づくり推進事業.....	92
5	精神保健福祉事業（こころの健康づくり事業）.....	93
6	地域支援事業.....	94

第 1 人 口 動 態

1 陸前高田市の人口動態

(1) 町別人口・世帯

(単位:人・世帯)

町	男	女	計	65歳以上	高齢化率	世帯数	世帯平均	100歳～
矢作町	649	673	1,322	661	50.00%	572	2.3	5
横田町	609	581	1,190	562	47.23%	459	2.6	2
竹駒町	635	719	1,354	513	37.89%	567	2.4	2
気仙町	884	988	1,872	777	41.51%	762	2.5	1
高田町	2,263	2,524	4,787	1,665	34.78%	2,299	2.1	5
米崎町	1,406	1,485	2,891	1,109	38.36%	1,148	2.5	1
小友町	887	984	1,871	822	43.93%	737	2.5	4
広田町	1,411	1,468	2,879	1,233	42.83%	1,063	2.7	4
計	8,744	9,422	18,166	7,342	40.42%	7,607	2.4	24

(令和4年3月末現在 住民基本台帳)

(2) 年別人口・出生数・死亡数

(単位:人)

年	人口	出生数	死亡数	乳児死亡数
H22	23,300	119	324	0
H23	20,252	90	1996	2
H24	19,707	91	278	1
H25	19,509	110	282	0
H26	19,333	87	290	0
H27	20,199	111	289	0
H28	19,473	99	305	0
H29	19,144	105	295	1
H30	18,773	88	324	0
R1	18,500	83	323	0
R2	18,262	95	347	0

(岩手県保健福祉年報)

2 陸前高田市の出生状況

(単位:人)

町名	矢作町	横田町	竹駒町	気仙町	高田町	米崎町	小友町	広田町	総数
人数	6	5	5	7	26	13	6	6	74

(令和3年度保健課推計より)

3 高齢化率等の推移

(単位:人)

区分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口		20,466	20,262	20,039	19,673	19,338	19,062	18,766	18,483	18,166
65歳以上		7,099	7,206	7,336	7,342	7,387	7,403	7,361	7,286	7,342
内訳	前期高齢者 (65～74歳)	3,138	3,220	3,258	3,182	3,208	3,173	3,021	3,234	3,271
	後期高齢者 (75歳以上)	3,961	3,986	4,078	4,160	4,179	4,230	4,202	4,052	4,071
高齢化率		34.69%	35.56%	36.61%	37.32%	38.20%	38.84%	39.23%	39.42%	40.42%

(令和4年3月末現在 住民基本台帳)

4 陸前高田市の死亡状況

(1) 年別死亡順位

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
H10	がん 72人	心疾患 53人	脳卒中 48人	肺 炎 17人	不慮の事故 8人
H15	がん 82人	心疾患 58人	脳卒中 47人	不慮の事故 20人	肺炎、老衰 19人
H18	がん 67人	脳卒中 58人	心疾患 49人	肺 炎 20人	老 衰 15人
H19	がん 75人	心疾患 49人	肺炎 28人	脳卒中 26人	老 衰 18人
H20	がん 78人	心疾患 43人	脳卒中 32人	肺 炎 32人	自殺・老衰 11人
H21	がん 79人	心疾患 65人	脳卒中 40人	肺 炎 33人	老 衰 15人
H22	がん 89人	心疾患 62人	肺 炎 36人	脳卒中 33人	老 衰 26人
H23	不慮の事故 1,678人	がん 71人	脳卒中 56人	心疾患 49人	肺 炎 23人
H24	がん 84人	心疾患 46人	脳卒中 31人	肺 炎 28人	老 衰 11人
H25	がん 91人	心疾患 42人	脳卒中 29人 老 衰 29人		肺 炎 11人
H26	がん 91人	心疾患 40人	脳卒中 35人	老 衰 27人	肺 炎 18人
H27	がん 71人	心疾患 62人	脳卒中 30人	老 衰 24人	肺 炎 11人
H28	がん 77人	心疾患 62人	肺炎 26人	脳卒中 25人	老衰 21人
H29	がん 77人	心疾患 51人	脳卒中 32人	老衰 27人	肺炎 23人
H30	がん 87人	心疾患 46人	脳卒中 32人	老衰 28人	肺炎 21人
R1	がん 75人	心疾患 53人	脳卒中 32人	老衰 28人	肺炎 24人
R2	がん 97人	心疾患 53人	脳卒中 42人	老衰 31人	肺炎 15人

(岩手県保健福祉年報より)

(2) 死因別死亡数

(単位：人)

死因		が	白	糖	高	心	脳	肺	肝	腎	老	交	自	そ	総
年/男女		ん	血	尿	血	疾	血	炎	疾	不	衰	通	殺	の	数
			病	病	圧	患	管		患	全		事		他	
H25	男	51	0	3	0	14	14	13	5	4	11	1	0	26	142
	女	40	0	2	2	28	15	8	0	1	18	0	2	24	140
	計	91	0	5	2	42	29	21	5	5	29	1	2	50	282
H26	男	62	2	1	1	14	14	9	2	5	6	2	4	25	147
	女	29	1	2	0	26	21	9	1	2	21	1	0	30	143
	計	91	3	3	1	40	35	18	3	7	27	3	4	50	290
H27	男	47	0	0	1	34	10	11	4	5	6	1	1	29	149
	女	24	1	3	2	28	20	10	0	1	18	0	2	31	140
	計	71	1	3	3	62	30	21	4	6	24	1	3	60	289
H28	男	49	3	2	0	29	14	13	0	2	5	1	4	33	155
	女	28	2	0	0	33	11	13	1	2	16	0	2	42	150
	計	77	5	2	0	62	25	26	1	4	21	1	6	75	305
H29	男	52	3	1	1	23	7	15	3	4	6	0	1	32	148
	女	25	0	0	4	28	25	8	1	1	21	2	3	29	147
	計	77	3	1	5	51	32	23	4	5	27	2	4	61	295
H30	男	43	3	3	0	22	14	8	2	5	10	1	3	43	157
	女	44	2	1	0	24	18	13	1	6	18	1	1	38	167
	計	87	5	4	0	46	32	21	3	11	28	2	4	81	324
R 1	男	55	0	1	0	26	9	16	1	8	4	4	2	39	165
	女	20	1	1	1	27	23	8	1	2	24	5	0	45	158
	計	75	1	2	1	53	32	24	2	10	28	9	2	84	323
R 2	男	54	2	1	0	33	16	6	2	1	9	1	3	43	171
	女	43	4	1	1	20	26	9	0	6	22	0	2	42	176
	計	97	6	2	1	53	42	15	2	7	31	1	5	85	347

(岩手県保健福祉年報より)

(3) 年齢別死亡数

(単位：人)

年齢 年/男女	0	5	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	不 詳	総 数
	4	9	19	29	39	49	59	69	79	89	99			
H25	男	0	0	0	0	4	1	14	42	61	18	2	-	142
	女	0	0	0	0	2	4	15	17	49	43	10	-	140
	計	0	0	0	0	6	5	29	59	110	61	12	0	282
H26	男	0	0	0	2	1	2	9	19	41	57	15	-	147
	女	0	0	0	0	0	5	11	19	50	56	2	-	143
	計	0	0	0	2	1	2	14	30	60	107	71	3	290
H27	男	0	0	0	0	1	2	5	21	31	69	20	-	149
	女	0	0	0	1	0	0	1	4	25	45	59	-	140
	計	0	0	0	1	1	2	6	25	56	114	79	5	289
H28	男	0	0	0	0	9	8	17	32	61	27	1	-	155
	女	0	0	0	0	0	2	6	21	45	70	6	-	150
	計	0	0	0	0	9	10	23	53	106	97	7	0	305
H29	男	0	0	0	0	1	2	8	11	34	67	23	-	148
	女	1	0	0	0	2	1	6	10	52	68	7	-	147
	計	1	0	0	0	4	3	14	21	86	135	30	0	295
H30	男	0	0	0	0	1	1	5	18	44	58	29	-	157
	女	0	1	0	0	1	2	2	10	22	53	70	-	167
	計	0	1	0	0	2	3	7	28	66	111	99	7	324
R1	男	0	0	0	2	0	1	7	17	39	68	30	-	165
	女	0	0	0	1	0	2	2	4	15	43	82	-	158
	計	0	0	0	3	0	3	9	21	54	111	112	10	323
R2	男	0	0	0	0	3	4	23	46	67	26	2	-	171
	女	0	0	0	0	1	1	2	9	14	67	72	-	176
	計	0	0	0	0	4	5	25	55	81	93	94	2	347

(岩手県保健福祉年報より)

(4) 年別三大死因分類

①がん(悪性新生物)

(単位:人)

	食道	胃	結腸	直腸	肝臓	胆のう	膵臓	肺	乳房	子宮	その他	総数
H22	4	11	4	3	5	9	13	15	0	1	24	89
H23	3	13	4	5	6	3	5	13	1	1	17	71
H24	2	3	10	4	4	8	11	25	0	3	14	84
H25	2	15	3	7	11	6	7	21	3	2	14	91
H26	5	13	11	2	3	5	5	25	1	1	20	91
H27	3	10	6	2	6	2	6	15	0	0	21	71
H28	0	10	7	1	5	5	7	21	3	1	17	77
H29	6	9	11	3	1	5	5	15	1	0	21	77
H30	2	8	8	4	3	4	11	11	4	2	30	87
R1	2	10	4	1	6	4	8	22	1	0	17	75
R2	3	11	17	4	3	4	12	15	1	1	26	97

②脳卒中(脳血管疾患)

(単位:人)

	くも膜下 出血	脳内出血	脳梗塞	その他	総数
H22	3	9	20	1	33
H23	4	20	31	1	56
H24	4	5	22	0	31
H25	1	8	19	1	29
H26	3	10	22	0	35
H27	0	8	21	1	30
H27	0	8	21	1	30
H28	3	4	18	0	25
H29	3	5	24	0	32
H30	2	14	16	0	32
R1	0	14	18	0	32
R2	1	11	30	0	42

③心疾患

(単位：人)

	急性 心筋梗塞	その他の 虚血性	不整脈	心不全	その他	総数
H22	12	6	17	20	7	62
H23	11	4	14	14	6	49
H24	14	6	10	10	6	46
H25	5	2	13	16	6	42
H26	8	2	12	15	3	40
H27	9	0	26	22	5	62
H28	2	8	25	16	11	62
H29	5	1	20	20	5	51
H30	8	2	17	17	2	46
R1	5	0	27	18	3	53
R2	4	3	21	22	0	50

(岩手県保健福祉年報より)

(5) 年別乳児死亡数

(単位：人)

	出生数	乳児死亡数	乳児死亡率 (%)		
			市	岩手県	全国
H5	235	0	0	3.4	4.3
H10	195	0	0	3.1	3.7
H15	181	0	0	2.9	3
H16	185	0	0	2.6	2.8
H17	167	0	0	3.2	2.8
H18	134	0	0	2.5	2.6
H19	126	0	0	2.2	2.6
H20	126	0	0	3.5	2.6
H21	143	0	0	3.5	2.4
H22	119	0	0	2.7	2.3
H23	90	2	22.2	4.6	2.3
H24	91	1	11	2.9	2.2
H25	110	0	0	1.3	2.1
H26	87	0	0	1.9	2.1
H27	111	0	0	3.1	1.9
H28	99	0	0	2	2
H29	105	1	0	2.7	1.9
H30	88	0	0	3	1.9
R1	89	0	0	2.2	1.9
R2	95	0	0	2.7	1.8

(岩手県保健福祉年報、厚生労働省ホームページより)

第2 保健事業の重点目標と実績

1 母子保健事業

(1) 重点目標

母子保健を取り巻く多様なニーズに対応し、全ての家庭が安心して妊娠・出産・育児を行うことができるよう、関係機関と連携を密に図り、社会資源の活用及び開発等、妊娠・出産・育児支援体制を整え、切れ目のない支援を提供する。

また、コミュニケーションの大切さを基盤とした思春期保健教育の推進と共に、妊娠・出産・育児に関する知識を普及し、望まない妊娠、虐待、自殺の予防に寄与する。

○妊産婦の支援の充実

多様化する家族背景から、虐待や自殺のリスクを評価し、早期発見・早期支援に努め、妊娠期からの関わりを重視していく。

また、在宅助産師・保健師、医療機関等との連携を強化し、定期的な情報共有を行い、支援体制を整える。

コロナ禍において、子育て世代の交流が減っているため、情報交換の機会を設け、孤立した子育てにならないように支援する。

○関係機関による多面的援助

子育て支援、学校保健、教育、障がい福祉、精神保健福祉等の関係機関と連携を密に図り、支援が必要な個人または家庭に対して、早期から関わり、切れ目なく支援していく。

また、育児が孤立しないよう、上記関係機関の他、地区組織や企業・団体等へも子育てに関する知識の普及し、社会資源を開発していく。

○歯科保健活動の推進

幼児健診で集団フッ素塗布、フッ素券の個別配布、保育所（園）でのフッ素洗口、シーラント充填等により、子どものむし歯予防を促進していく。

また、肥満や生活習慣病の予防の観点でも、口の健康が重要であることを普及し、子ども子育て家庭に限らず、地域全体の歯科保健意識の向上を図る。情報交換及び連携を目的に、歯科保健関係者連絡会を開催する。

○思春期・妊産婦の受動喫煙の防止及び喫煙対策の推進

健康増進法関連事業と連動した事業を推進していく。

また、妊産婦の面接時に本人及び家族の喫煙状況の確認と受動喫煙防止及び禁煙にむけた相談支援を行う。

(2) 母子健康手帳

事業名	母子健康手帳
法令根拠	母子保健法第16条
目的	妊産婦及び乳幼児が健康診査や保健指導を受けた都度、必要な事項の記載を行い、母性並びに乳幼児の健康の保持増進に努め、母子保健の向上に寄与する。
対象	妊娠届出のあった者
事業内容	妊娠届出のあった者に対して母子手帳を交付する。
現状	母子健康手帳の交付数は年々緩やかに減少傾向にあり、多くは妊娠週数11週未満での交付となっている。交付時の年齢については、35歳以上の割合が増加した。就業率は、80%程度で推移している。
方針・計画	多様な家族形態が増えている状況であり、交付時の面接の機会を妊婦相談として有効に活用し、育児支援者の確認や相談窓口の紹介など、妊婦が孤立しないよう妊娠期からの関わりを重視する。

(単位：人)

年度	手帳 交付数	妊 娠 届出数	妊 娠 週 数						多 胎	年 齢			就 業 し て い る	就 業 し て い な い	就 業 率 (%)
			11 週	12 週	20 週	28 週	不 明	出 生 後		19 歳	20 歳	35 歳			
H29	77	76	73	1	2	0	0	0	1	2	58	16	59	17	77.6
		100.0	96.1	1.3	2.6	0.0	0.0	0.0	1.3	2.6	76.3	21.1			
H30	88	87	85	2	0	0	0	0	1	3	62	22	74	14	85.1
		100.0	97.7	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	3.4	71.3	25.3			
R1	83	83	82	0	0	1	0	0	0	0	61	22	66	17	79.5
		100.0	98.8	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	73.5	26.5			
R2	73	73	71	1	0	1	0	0	2	0	55	18	61	12	83.6
		100.0	97.3	1.4	0.0	1.4	0.0	0.0	2.7	0.0	75.3	24.7			
R3	63	63	61	2	0	0	0	0	0	1	40	22	49	14	77.8
		100.0	96.8	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	63.5	34.9			

※手帳交付数：妊娠届出による手帳交付。再交付および、転入者への受診券交付は含まない。

※多胎妊娠の場合、胎児ごとに交付するため、手帳交付数と妊娠届出数に差異がある。

(3) 健康教育

事業名	両親教室・祖父母教室
法令根拠	母子保健法第9条
目的	参加者が、妊娠期から安心して子育てができるよう、妊娠・出産・子育てに対する知識習得及び家族ぐるみでの子育ての重要性を把握できる機会とする。
対象	妊婦とその夫、概ね3歳未満児のいる世帯及び子育てに興味関心のある祖父母
事業内容	両親教室をママパパ教室とし、妊娠期から出産後の基礎知識の講話、育児手技の演習を実施。祖父母教室では、多世代で育児に関わる重要性についての講話、栄養に関する講話及びグループワークを実施。
現状	ママパパ教室では、約2割の妊婦の参加であるが、夫や上の子と共に参加するケースが増加傾向にある。祖父母教室は、平成29年度より開始し、少人数制ではあるが、グループワークでの情報交換が盛んに行われている。
方針・計画	夫の参加も増えてきていることから、妊婦だけでなく、夫同士の交流の場となるような工夫をする。また、妊婦の不安軽減を目的に、妊娠中だけでなく、出産後の生活がイメージできるような内容を取り入れる。

◆両親・祖父母教室受講状況

R3年度

(単位：人)

教室	内容	前期			後期			合計			
		妊婦	夫	家族	妊婦	夫	家族	妊婦	夫	家族	
ママ・パパ教室	① 講話：子育てにかかる費用や子育て世代の家計のやりくりについて（金融アドバイザー 後藤 芳晴 氏） 情報交換	延	6	4	1	13	10	2	19	14	3
	② 講話：産前産後のイメージトレーニング（市保健師） 講話：妊産婦のための食生活（市栄養士）	延	11	7	4	6	6	2	17	13	6
	③ 講話：歯科保健（歯科医師） 演習：沐浴体験	延	8	7	0	6	6	1	14	13	1
祖父母教室	年2回実施		祖母	祖父	その他	祖母	祖父	その他	祖母	祖父	その他
	① 講話：ここが変わった！いまの子育て（市保健師） 演習：育児手技を体験！沐浴・調乳編	実人数	3	0	0	/	/	/	3	0	0
	② 講話：ここが変わった！いまの子育て（市保健師） 講話：孫と一緒に正しい食事で健康な身体を作ろう（市栄養士）	実人数	/	/	/	2	2	0	2	2	0

H27～R3年度受講者実数

(単位：人)

年度	対象妊婦数	妊婦	受講率	夫	家族
H29	84	30	35.7%	19	6
H30	98	23	23.5%	13	13
R1	93	35	37.6%	26	1
R2	84	29	34.5%	21	2
R3	68	30	44.1%	23	7

※受講率：妊婦の受講率

事業名	離乳食教室
法令根拠	母子保健法第9条
目的	離乳食について正しい知識を提供することにより、母親の育児不安を解消し、良い食習慣の定着を図る。
対象	乳児の保育者、家族
事業内容	内容を講話及び調理実習とし、年6回実施。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度より、個別に資料を配付、栄養士からの電話相談とした。令和3年度は教室も再開した。
現状	令和3年度においては令和2年度同様に対象者全員に資料を配布し、希望者及び第1子の母親には全て個別相談を行っている。また、教室も年度途中から再開し、令和3年度は4回実施した。
方針・計画	参加しやすい教室の開催を目指し、チラシの内容及び周知の方法を工夫する。

◆離乳食教室実施状況

R3年度

(単位：人)

実施日	回数	対象者	内容	資料配布数	個別指導数 (延べ)
随時	随時	生後3か月～5か月までの乳児をもつ保護者	離乳食準備と進め方 対象者全員に資料を送付し、個別相談を行う。	80	38 (49)

※令和3年度は資料送付を行うと共に、中止していた離乳食教室も10月より再開し、講話及び調理実習を行った。

H27～R3年度参加状況 (単位：人)

	対象者数	参加者数	参加率
H27	110	43	39.1%
H28	111	35	31.5%
H29	109	54	49.5%
H30	102	40	39.2%
R1	91	45	49.5%
R2	開催なし		
R3	80	9	11.3%

※対象者および参加者数は母親のみ計上。

※R3は6回中4回実施。

事業名	育児教室
法令根拠	母子保健法第9条
目的	乳幼児及びその養育者に対し、正しい保健知識の普及および相談等を実施し、乳幼児の健全育成を図る。
対象	乳幼児及びその養育者
事業内容	市内の子育て支援センター等において実施する育児相談と合わせて実施
現状	市内子育て支援センター等の6会場にて令和3年度は13回実施。
方針・計画	子育て世代に限らず、感染症予防をしながら人との交流を持つことや相談することの重要性を伝えていく。個別指導も重視しながら、食生活やことばの発達等の知識の普及を図る。

◆R3年度開催状況

(単位：人)

回	月日	会場・対象	参加者			従事者	内容
			保護者	その他	小計		
1	5月24日	きらりんサロン	3		3	保健師	母のメンタルについて
2	6月9日	ふれあい教室	3		3	保健師	個別保健指導
3	6月18日	あゆっこ	3		3	保健師、栄養士	おやつ選び方
4	7月18日	きらりんきつず	4		4	保健師	個別保健指導
5	8月4日	たかた	0		0	保健師	個別保健指導
6	8月31日	にこにこ	4		4	保健師、栄養士	個別保健指導
7	9月3日	ふれあい教室	2		2	保健師、実習生	個別保健指導
8	9月27日	きらりんサロン	9		9	保健師	感染対策
9	11月5日	あゆっこ	3		3	保健師、栄養士	正しいアルコール消毒
10	11月9日	たかた	2		2	保健師、栄養士	個別保健指導
11	1月13日	きらりんきつず	3		3	保健師、栄養士	個別保健指導
12	1月20日	にこにこ	5		5	保健師、栄養士	個別保健指導
13	2月14日	ふれあい教室	3		3	保健師	個別保健指導
計 6 施設			44	0	44		

(4) 健康相談

事業名	妊婦相談
法令根拠	母子保健法第9条及び10条、14条
目的	妊婦の健康増進及び安心して出産育児に臨めるよう支援すること。
対象	妊婦
事業内容	電話相談、所内面接による相談及び保健指導
現状	母子手帳交付時に実施しており、令和3年度は68人の面接・相談を実施。妊娠・出産に対する心配があると回答した方は23.5%で、内容としては、妊娠経過及び経済面への心配が多かった。
方針・計画	管内で作成したママサポブックを活用し、妊娠中の生活から出産までにに関する助言及び相談を実施していく。

◆妊婦相談実施状況 (単位：人)

年度	初回面接	継続(来所・電話)	
		人数	延べ件数
H29	84	13	
H30	98	4	
R1	93	3	8
R2	84	7	11
R3	68	10	13

初回面接相談者の状況 (単位：人)

年度	対象者	実施者	割合 (%)	出産歴					心配あり
				初産	1回	2回	3回	4回以上	
H29	84	84	100	36	34	12	2	0	33
H30	98	98	100	41	38	14	4	1	30
R1	93	93	100	40	38	12	3	0	26
R2	84	84	100	33	35	12	4	0	33
R3	68	68	100	31	22	13	2	0	16

(単位：人)

年度	心配ありの内訳(複数回答)						
	妊娠経過	出産	子育て	病気のこと	経済面	生活面	その他
H29	11	6	7	2	4	3	5
H30	12	3	5	4	6	5	3
R1	10	4	7	2	11	1	5
R2	19	10	10	0	8	3	6
R3	5	3	2	2	5	2	1

事業名	育児相談
法令根拠	母子保健法第9条及び10条、14条
目的	乳幼児及びその養育者に対し、正しい保健知識の普及および相談等を実施し、乳幼児の健全育成を図る。
対象	乳幼児及びその養育者
事業内容	市内の子育て支援センター等において、保健師、栄養士による育児相談を実施
現状	離乳食教室、子育て支援センター（あゆっこ、にこにこ、たかた）、ふれあい教室（たんぼぼ）、きらりんきつず、きらりんプレママ等を会場に実施。
方針・計画	育児相談を今後も継続実施していく。

◆育児相談

(単位：人)

年度	会場	回数	乳 児	幼 児
			延人員	延人員
H29	7	23	68	38
H30	7	21	58	31
R1	6	19	73	27
R2	5	13	33	26
R3	あゆっこ	2	4	2
	にこにこ	2	6	3
	たかた	2	0	1
	ふれあい教室	3	0	7
	きらりんきつず	2	2	2
	きらりんプレママ	2	10	1
	6会場合計	13	22	16

事業名	7か月児健康相談
法令根拠	母子保健法第9条及び10条、14条
目的	身体発育や発達を確認し、離乳食やう歯予防に関する保健指導を行い、保護者の育児不安の軽減、児の健やかな成長を図る。
対象	7か月児とその保護者、家族
事業内容	計測、発達確認、育児相談、歯科保健や離乳食の集団指導、ブックスタート事業を行っている。
現状	令和3年度の受診率は100%であった。
方針・計画	歯が生え始め、離乳食中期になる時期であり、個人差に配慮しながら、集団指導のほか、個別に対応していく。

◆ 7か月児健康相談 (単位：人)

年 度	受診者数		受診率
	対象者数	受診者数	
H29	100	100	100.0%
H30	82	78	95.1%
R1	101	101	100.0%
R2	86	84	97.6%
R3	76	76	100.0%

※実績は対象となった年度に計上。

(5) 健康診査

事業名	妊婦一般健康診査
法令根拠	母子保健法第13条
目的	妊婦の健康の保持増進、疾病及び異常の早期発見と予防を図る。
対象	妊婦
事業内容	妊娠届を受理した妊婦に対し、受診票を15枚交付している（妊娠初期に受診する子宮頸がん検診も助成対象）。健診は県内及び一部県外の医療機関に委託し実施しており、里帰り出産等による契約医療機関以外での受診については償還払いにて助成している。
現状	令和3年度も未受診者はなし。有所見の割合は、貧血や血糖高値が多い。
方針・計画	岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」や管内で作成したママサポブックを活用し、医療機関と連携を図りながら、妊婦の健康の保持増進に努める。

◆妊婦一般健康診査状況(医療機関委託)

(単位：人)

年度	交付者数	受診者数	判定		有所見内訳															
			異常なし	有所見		総数 (延数)	貧血	切迫 早産	切迫 流産	重症 悪阻	妊婦高血圧 症候群	高血糖	体重 増加	性感 感染症	カンジダ 膣炎	細菌性 膣症	腹緊	便秘	痔	その他
				(実数)	(%)															
H29	121	実人数139 延人数1,183	989	194	16.4	204	22	3	1	1	4	6	1	3	1	12	143	0	0	9
H30	84	実人数135 延人数1,089	880	205	18.9	204	25	112	12	1	12	16	2	0	0	16	0	0	0	9
R1	83	実人数135 延人数1,016	959	140	12.7	145	27	72	3	0	5	14	0	1	0	13	0	0	0	10
R2	83	実人数125 延人数1,007	897	110	10.9	91	16	41	7	0	2	13	0	0	0	12	0	1	0	19
R3	実人数	実人数																		
	がん	63	60	3	4.8															
	①	63	45	18	28.6	18	2	0	1	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	1
	②	62	43	19	30.6	19	0	0	0	0	0	2	0	0	14	0	0	0	3	
	③	63	55	8	12.7	8	1	0	0	0	0	6	0	0	0	0	1	0	0	
	④	65	58	7	10.8	0	1	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	
	⑤	66	61	5	7.6	5	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	
	⑥	67	62	5	7.5	5	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	
	⑦	67	65	2	3.0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
	⑧	65	52	13	20.0	13	11	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	⑨	68	63	5	7.4	5	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	⑩	69	62	7	10.1	7	0	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	⑪	70	58	12	17.1	13	8	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
	⑫	63	61	2	3.2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	⑬	41	40	1	2.4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	⑭	23	23	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	68	915	808	107	11.7	98	25	16	1	0	1	18	19	0	0	14	0	3	8

※①～⑭：受診票1枚～14枚目

※受診者数は、前年度交付を受けたものが受診した数を含む

※償還払いの場合は、受診者数には含むが、健診結果不明のため判定の人数には含まない

※有所見のうち切迫流産・早産治療薬処方の場合は、妊娠週数により「切迫流産」あるいは「切迫早産」に振り分けている（H30年度）

事業名	産婦健康診査
法令根拠	母子保健法第13条
目的	産婦の健康保持増進、疾病及び異常の早期発見と予防を図る。
対象	産婦
事業内容	産婦に対し受診票を2枚交付している。(上限2回)。健診は県内及び一部県外の医療機関に委託し実施しており、里帰り出産等による契約医療機関以外での受診については償還払いにて助成している。
現状	令和3年度は未受診者はなし。
方針・計画	医療機関と連携を図りながら、産婦の健康の保持増進に努める。

◆産婦健康診査状況 (単位：人)

年度	受診者数	判定		
		異常	有所見	
		なし	(実数)	(%)
R1	実人数81			
	延人数87	87	0	0.0
R2	実人数79			
	延人数93	93	0	0.0
R3	実人数76			
	延人数91	91	3	3.3

事業名	新生児聴覚検査
目的	先天性難聴の早期発見及び早期療育を図る。
対象	新生児
事業内容	妊娠届を受理した妊婦に対し、新生児聴覚検査受診票を1枚交付している。検査は、県内及び一部県外の医療機関に委託し実施しており、里帰り出産等による契約医療機関以外での受診については償還払いにて助成している。
現状	令和3年度の受診者は、全件異常なし。
方針・計画	母子手帳交付時等に十分な説明を行い、適切な時期に全ての新生児が受診できるよう努める。

◆新生児聴覚検査状況 (単位：人)

年度	対象者	受診者数	異常なし	有所見
R1	出生後から退院までに検査を実施した新生児	85	84	1
R2		89	88	1
R3		74	74	0

事業名	乳児一般健康診査
法令根拠	母子保健法第13条
目的	乳児の健康の保持増進、疾病及び異常の早期発見と予防を図る。
対象	乳児
事業内容	出生の届出を受理した乳児に対し、受診票を交付する。健診は県内及び一部県外の医療機関に委託し、1か月・4か月・10か月の時期に実施している。
現状	令和3年度の受診率は、1か月・4か月が100%、10か月は97.5%となっている。未受診理由としては、対象時期を過ぎてしまったことがあげられる。毎月、未受診者を把握し状況の確認や受診勧奨をしている。
方針・計画	引き続き、未受診者を把握し、全ての乳児が健診を受けられるよう努める。

◆① 1か月児一般健康診査状況（医療機関委託）

（単位：人）

年度	対象者数	受診者数	受診率	判定（実人数）													
				異常なし	有所見						精密検査						
					既医療	要観察	要医療	再掲) 要医療		要精密	受診実人数	受診結果			再掲) 要医療		
								精神面	身体面			異常なし	要観察	要医療	精神面	身体面	
H29	92	92	100.0%	78	0	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	93	93	100.0%	78	2	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R1	84	84	100.0%	64	2	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R2	87	87	100.0%	67	3	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	76	76	100.0%	68	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※入院等の医療機関で管理している場合は、受診者数、判定の人数には含まない。

◆②4か月児一般健康診査状況（医療機関委託）

（単位：人）

年度	対象者数	受診者数	受診率	判定（実人数）												
				異常なし	有所見						精密検査					
					既医療	要観察	要医療	再掲）要医療		要精密	受診実人数	受診結果				
								精神面	身体面			異常なし	要観察	要医療	再掲）要医療	
								精神面	身体面							
H29	100	100	100.0%	92	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	85	84	98.8%	74	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R1	89	86	96.6%	78	1	6	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
R2	100	100	100.0%	90	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	81	81	100.0%	75	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※入院等の医療機関で管理している場合は、受診者数、判定の人数には含まない。

◆③10か月児一般健康診査状況（医療機関委託）

（単位：人）

年度	対象者数	受診者数	受診率	判定（実人数）												
				異常なし	有所見						精密検査					
					既医療	要観察	要医療	再掲）要医療		要精密	受診実人数	受診結果				
								精神面	身体面			異常なし	要観察	要医療	再掲）要医療	
								精神面	身体面							
H29	102	101	99.0%	85	0	16	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	96	96	100.0%	87	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R1	88	86	97.7%	66	1	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R2	95	95	100.0%	78	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	81	80	98.8%	59	3	16	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0

※入院等の医療機関で管理している場合は、受診者数、判定の人数には含まない。

◆② 3歳6か月児健康診査状況

(単位：人)

年度	対象者数	受診者数	受診率	判定(実人数)													有所見者内訳(延べ人数)															
				異常なし	有所見			精密検査						未受診	肥満※			身体				精神			育児・生活環境							
					既医療	要観察	要医療	精神面	身体面	要精密	受診実人数	異常なし	要観察		要医療	精神面	身体面	肥満気味	肥満	肥満有所見率	運動機能発達の遅れ	疾病・早産等	再掲) 疾病			ことばの遅れ	多動	その他	保護者のメンタルヘルス	生活リズム	その他	
																							尿	聴覚要精密	視覚要精密							
再掲) 要医療	再掲) 要医療	再掲) 要医療	再掲) 要医療	再掲) 要医療	再掲) 要医療	再掲) 要医療	再掲) 要医療	再掲) 要医療	再掲) 要医療																							
H29	89	89	100.0%	63	0	9	0	0	0	4	2	0	2	0	0	0	0	2	0	1	1.1%	1	3	2	0	1	6	5	3	0	0	2
H30	99	97	98.0%	83	0	7	0	0	0	7	9	5	4	0	0	0	0	18	4	4.1%	2	6	0	0	1	7	4	4	5	0	1	
R1	115	103	89.6%	85	0	16	0	0	0	2	2	1	1	0	0	2	0	1	0	0.0%	1	8	1	0	4	7	3	3	3	0	5	
R2	109	109	100.0%	86	2	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	3	2.8%	0	2	0	0	0	7	3	5	0	1	4	
R3	91	89	97.8%	65	0	18	0	0	0	6	6	4	2	0	0	0	0	8	1	1.1%	1	5	1	0	2	4	2	6	2	0	2	

※カウプ指数=体重(g)÷身長(cm)×身長(cm)×10で算出。

カウプ指数 16.5～18未満 : 肥満気味 18以上 : 肥満 (肥満有所見率は、肥満のみから算出)

(6) 訪問指導

事業名	妊産婦訪問指導
法令根拠	母子保健法第17条
目的	妊産婦に対して、助産師及び保健師が訪問し相談・助言を実施することにより、妊産婦の身体的・精神的健康の保持増進を図る。
対象	妊産婦
事業内容	妊娠・出産包括支援事業の一環として、妊娠8か月頃を目安に在宅助産師及び保健師が全戸訪問を実施している。その他、産婦については、乳児の訪問時に併せて実施している。
現状	令和3年度は、妊婦延69人、産婦延74人に訪問指導を実施。EPDS質問紙は産婦72人に実施し、うち6人が高得点者であった。
方針・計画	岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」や管内で作成したママサポブックを活用し、在宅助産師及び医療機関等と連携を図り、妊娠期から切れ目のない統一した支援を提供する。

事業名	乳幼児訪問指導
法令根拠	母子保健法第11条、第19条／児童福祉法第6条
目的	乳幼児のいる家庭に対して保健師が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談・助言・援助を実施し、母子の身体的・精神的健康の保持増進を図る。
対象	乳幼児のいる家庭
事業内容	乳児家庭全戸訪問事業のほか、医療機関からの訪問指導依頼や乳幼児健診後等のフォローとして保健師が訪問を実施している。
現状	令和3年度は、新生児延16人、未熟児延6人、乳児延53人、幼児延3人に訪問指導を実施。乳児家庭全戸訪問実施率は100%であった。
方針・計画	近年、育児支援者が身近にいない場合や高齢出産により不安を抱えている人、育児の悩みを相談できない人などが増えている。早期の介入が必要とされるケースが多くなっていることから、乳児家庭全戸訪問は引き続き生後1か月前後を目安に全家庭に対して実施していく。

◆母子訪問指導状況

(単位：人)

年度	乳児全戸訪問		訪問指導	妊 婦	産 婦	新生児	未熟児	乳 児	幼 児	合 計
	対象数	訪問数								
H29	95	95	初回	90	109	33	15	58	7	312
			延べ	90	135	34	19	78	24	380
			里帰り対応 (他市より依頼分)	0	11	1	3	7	0	22
H30	90	90	初回	72	102	27	15	60	3	279
			延べ	72	109	27	17	70	6	301
			里帰り対応 (他市より依頼分)	0	13	6	1	6	0	26
R1	85	85	初回	79	85	14	6	65	5	254
			延べ	79	89	14	7	67	22	278
			里帰り対応 (他市より依頼分)	0	15	8	3	4	0	30
R2	91	91	初回	81	91	23	17	51	6	269
			延べ	84	93	24	17	56	10	284
			里帰り対応 (他市より依頼分)	0	12	5	1	6	0	24
R3	70	70	初回	68	70	14	6	52	3	213
			延べ	68	74	16	6	52	3	219
			里帰り対応 (他市より依頼分)	0	20	6	2	12	0	40

※乳児全戸訪問の対象は、他市で出生後転入した者も含む。対象時期に入院している者は対象から外す。

※訪問指導数は、訪問実施数を計上し、里帰り等で市外において訪問指導を受けた人数も含む。

◆乳児家庭全戸訪問時における産後の質問票の活用

(単位：人)

年度	産 婦 訪問数	EPDS 実 施 数	EPDS高得点 (9点以上)
H29	109	109	5
H30	102	102	4
R1	85	85	6
R2	91	91	4
R3	72	72	6

※訪問数及びEPDS実施数は、訪問実施数を計上し、里帰り等で市外において訪問指導を受けた人数も含む

(7) 歯科保健

事業名	妊婦等歯科健康診査
法令根拠	母子保健法第10条
目的	つわりやホルモンバランスの変化で口腔環境が乱れやすい妊婦の歯科健康診査を行うことにより、妊婦とその夫またはパートナーの健康及び胎児の健全な発育と歯科保健への意識の向上を図る。
対象	妊産婦とその夫及びパートナー（発行日～出産日より概ね1年）
事業内容	妊娠届を受理した妊婦に対し、受診票を交付。歯科健診は市内歯科医療機関に委託し実施している。 令和元年度より、市内に住所のある妊婦の夫またはパートナーにも受診票を交付している。
現状	集計の確定した令和2年度の妊婦受診率は、51.2%であり、例年より高い。夫またはパートナーの受診率は、妊婦の受診率と比較するとまだ低い。
方針・計画	受診率の向上のため、口腔の清潔の保持や歯科健診の必要性について、ママサポブックを活用し、指導及び受診勧奨を行う。

◆妊婦歯科健康診査状況（妊婦）

（単位：人）

年度	対象者数	受診者数	受診年度		受診率 (%)
			発行年度	翌年度以降	
H29	84	40	27	13	47.6
H30	98	41	32	9	41.8
R1	93	43	27	16	46.2
R2	84	43	30	13	51.2
R3	68	21	21	集計中	30.9

◆妊婦歯科健康診査状況（夫・パートナー）

（単位：人）

年度	対象者数	受診者数	受診年度		受診率 (%)
			発行年度	翌年度	
R2	78	13	9	4	16.7
R3	63	7	7	集計中	11.1

事業名	1歳6か月児歯科健康診査 2歳6か月児歯科健康診査 3歳6か月児歯科健康診査
法令根拠	母子保健法第12条
目的	歯科健康診査や歯科保健指導を実施することにより、幼児の健康及び歯科保健の意識の向上を図る。
対象	1歳6か月を迎える者、2歳から3歳の間にいる者、3歳から4歳の間にいる者
事業内容	1歳6か月児歯科健診及び3歳6か月児歯科健診は、幼児健康診査と併せて実施。2歳6か月児歯科健診は市独自で実施している。各歯科健診において、歯科診察及び歯科保健指導を行っている。
現状	令和3年度の受診率は、1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児健診ともに97%以上であった。3歳6か月児健診時のう歯有病者率は12.36%であり、過去5年間で最もう歯が少ない年度となった。
方針・計画	3歳6か月児健診時のう歯有病者率は年々減少傾向にあったが、再び増加している。また、県や国と比較すると依然として高い状況にある。今後はフッ化物の活用に加え、仕上げ磨きの強化に努める。また、保護者だけでなく、祖父母や地域全体の歯科保健の意識の向上を図る。

◆① 1歳6か月児歯科健康診査状況

(単位：人・本)

年度	対象者数	受診者数	受診率 %	う歯罹患型					う歯有病者数	有病者率 %	う歯総本数	一人平均う歯数	軟組織の異常	咬合異常	その他の異常	集団フッ素塗布率%
				う歯のない子		う歯の子										
				O1	O2	A	B	C								
H29	103	103	100.0	100	2	1	0	0	1	0.97	4	0.04	0	4	0	100.0
H30	95	94	98.9	90	3	0	1	0	1	1.06	8	0.09	0	2	2	98.9
R1	77	76	98.7	72	1	3	0	0	3	3.95	7	0.09	0	2	0	97.4
R2	108	107	99.1	102	2	2	0	1	3	2.80	7	0.07	0	8	1	98.1
R3	92	91	98.9	88	3	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	9	2	98.1
県H29			98.2							1.50		0.04				
国H29			—							1.31		0.04				

◆②2歳6か月児歯科健康診査状況

(単位：人・本)

年度	対象者数	受診者数	受診率 %	う歯罹患型					う歯有病者数	有病者率 %	う歯総本数	一人平均う歯数	軟組織の異常	咬合異常	その他の異常	集団フッ素塗布%
				う歯のない子		う歯の子										
				O1	O2	A	B	C								
H29	101	98	97.0	86		8	3	1	12	12.2	44	0.45	0	13	3	98.9
H30	107	104	97.2	94		9	1	0	10	9.6	30	0.29	0	8	1	99.0
R1	99	99	100.0	95		3	0	1	4	4.0	17	0.17	0	10	1	97.0
R2	100	85	85.0	81		2	1	0	3	3.5	7	0.08	0	9	2	98.8
R3	101	98	97.0	92		5	1	0	6	6.1	18	0.18	0	13	1	99.0

※令和2年度より個別受診としている。

(*当市独自事業)

◆③3歳6か月児歯科健康診査状況

(単位：人・本)

年度	対象者数	受診者数	受診率 %	う歯罹患型					う歯有病者数	有病者率 %	う歯総本数	一人平均う歯数	軟組織の異常	咬合異常	その他の異常	集団フッ素塗布%
				う歯のない子	う歯の子											
				O	A	B	C1	C2								
H28	106	104	98.1	69	21	7	0	7	35	33.65	147	1.41	1	7	0	95.2
H29	89	89	100.0	60	17	9	0	3	29	32.58	134	1.51	0	7	3	98.8
H30	99	97	98.0	76	12	7	0	2	21	21.65	112	1.15	0	12	0	95.9
R1	115	103	89.6	85	15	2	2	0	20	19.42	90	0.87	0	10	1	98.0
R2	109	109	100.0	82	19	6	0	2	26	23.85	86	0.79	0	6	0	98.1
R3	91	89	97.8	78	9	2	0	0	11	12.36	33	0.37	0	9	0	100.0
県H29			97.9							18.70		0.65				
国H29			—							14.43		0.49				

事業名	個別フッ素塗布・集団フッ素塗布
目的	フッ素を塗布することにより、歯質を強化し、歯の再石灰化を促すことで乳歯のう歯を予防する。
対象	1歳6か月～3歳6か月に達する児
事業内容	1歳6か月児健診時に個別フッ素塗布券を2回分交付し、市内歯科医療機関に委託し実施している。また、各幼児歯科健診時に、希望者に対して集団フッ素塗布を実施している。
現状	令和3年度対象者の個別フッ素塗布の実施率は、3月末時点で20.2%。最終年度であった令和元年度対象者の実施率は51.3%であり、例年50%前後で推移している。また、集団フッ素塗布については、令和3年度も各幼児歯科健診において98.1～100%と高実施率であった。
方針・計画	個別フッ素塗布の実施率の向上を目標に、フッ素の効果や安全性について周知し、各幼児歯科健診時に実施勧奨を積極的に行う。

◆個別フッ素塗布実施状況

(単位：人)

年度	受診券交付者数	実施実人数	実施率(%)	実施総回数	1回実施者	2回実施者
H29	112 (H27.9～H28.8生)	63	56.3	97	29	34
H30	104 (H28.9～H29.8生)	54	51.9	79	29	25
R1	80 (H29.9～H30.6生)	41	51.3	64	18	23
R2	112 (H30.7～R1.8生)	45	40.2	60	30	15
R3	94 (R1.9～R2.8生)	19	20.2	19	19	0

※「受診券交付者数」に転入者は含まず。転入者の実績は、各該当する生まれ年度に計上。

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症流行による感染予防のため3月実施予定の1歳6か月児健診を延期、そのため平成30年7・8月生れの対象者には個別フッ素券を配布していません。

事業名	シーラント充填
目的	6歳臼歯のう歯を予防し、永久歯の有病率を改善する
対象	就学予定児から小学校3年生の年度末に達する児
事業内容	就学予定児に対しシーラント充填券を4回分交付し、市内歯科医療機関に委託し実施している。
現状	令和3年度対象者の実施率は3月末時点で22.3%。最終年度であった平成30年度対象者の実施率は79.3%であり、平成29年度対象者よりも高い結果であった。
方針・計画	最終年度にあり未実施の児に対しての実施勧奨のほか、学校保健分野と連携し、就学後の実施勧奨を行う。

◆シーラント充填実施状況

(単位：人)

年度	受診券交付者数	実施実人数	実施率(%)	実施総本数	4本実施者	3本実施者	2本実施者	1本実施者
H29	105 (H23年度生まれ)	68	64.8	242	51	6	9	2
H30	116 (H24年度生まれ)	92	79.3	335	73	6	12	1
R1	106 (H25年度生まれ)	70	66.0	250	51	10	7	2
R2	99 (H26年度生まれ)	45	45.5	147	26	7	10	2
R3	112 (H27年度生まれ)	25	22.3	63	8	3	8	6

※「受診券交付者数」に転入者は含まず。転入者の実績は、各該当する生まれ年度に計上。

事業名	フッ素洗口
目的	フッ素洗口を実施することで、歯質を強化して歯に対する抵抗力を高めることにより歯を予防するとともに、歯予防の意識の向上を図る。
対象	市内保育施設の年中・年長児
事業内容	市内の各保育施設において、専用の薬液(900ppm)による洗口を週1回の頻度で1年間にわたり実施する。
現状	平成30年度より、全8施設において年長児に加え、年中児でも実施を開始。令和3年度は206人がフッ素洗口に取り組んだ。
方針・計画	全保育施設において、年長児及び年中児を対象に安全に実施する。

◆フッ素洗口実施状況

(単位：人)

年度	対象児(年長児)	実施施設数	対象者数	申込者数	実施率(%)
H29	H23年度生まれ	8	96	94	97.9
	H24年度生まれ	4	—	49	—
H30	H24年度生まれ	8	111	110	99.1
	H25年度生まれ		107	105	98.1
R1	H25年度生まれ	8	102	101	99.0
	H26年度生まれ		95	95	100.0
R2	H26年度生まれ	8	96	95	99.0
	H27年度生まれ		104	84	80.8
R3	H27年度生まれ	8	106	106	100.0
	H28年度生まれ		100	100	100.0

※H29年度から使用薬剤の濃度を900ppmに変更。

※H30年度から全施設において年中児での実施を開始。

(8) 子育て支援

事業名	発達相談会（療育センター出張相談）
法令根拠	母子保健法第12条13条及び発達障害者支援法第5条
目的	発達障害に関する相談、支援を早期に提供することにより、本人の特性理解及び環境改善を図り、将来的な自立、社会参加の促進を図る。
対象	発達に関して相談・支援が必要な児
事業内容	県立療育センターの心理士や言語聴覚士による判定を実施。保健師が同席し、児の得意、不得意、関わり方等、保護者及び関係機関との情報共有している。
現状	令和3年度は2回実施。心理療法士同行での保育施設巡回相談とも連携しながら対応している。
方針・計画	対象者に有効利用してもらえよう健診時等に情報提供していく

◆発達相談会（療育センター出張相談）（単位:件）

年度	実施回数	相談件数	保健師
H29	3回	12	7
H30	4回	15	8
R1	2回	6	2
R2	2回	4	3
R3	2回	3	2

事業名	乳幼児健康診査継続支援事業（保育施設巡回相談）
法令根拠	母子保健法第12条、第13条
目的	乳幼児健康診査の結果、事後指導の必要な対象者に対して、定期的に観察及び指導を実施することで、保護者の不安及び子育てへの困り感を軽減し、児の成長発達を支える。また、乳幼児健康診査実施機関と子ども子育ての関係機関が、児との関わりについて、理解を深めることで、関わりへの安心及び技術の向上に寄与する。
対象	乳幼児健康診査において、要観察及び要指導と判断された児及び保護者（養育者を含む）
事業内容	保健師、心理療法士等が保育施設へ訪問し、児の状況確認及び支援の検討を行う。
現状	令和3年度は、7施設述べ14回訪問し、相談件数34件となっている。
方針・計画	幼児健康診査対象年齢以降も児とその保護者が就学相談や必要な社会資源とつながり、切れ目のない支援が継続されるよう、密に連携を図っていく。

◆保育施設訪問（発達相談）

（単位：件）

年度	実施回数		保育施設等	相談件数		内容
					うち随診フォロー	
H29	14回		8施設	74	50	
H30	14回		8施設	57	26	
R1	14回		7施設	34	26	
R2	10回		7施設	21	9	
R3	14回		7施設	34	22	発音不明瞭 落ち着きがない 言語発達 運動発達 一斉指示が難しい 集団行動苦手 こだわりが強い 切り替えが苦手 等
	1	令和3年6月21日	広田保育園	2	2	
	2	令和3年6月28日	気仙保育所	2	2	
	3	令和3年6月29日	米崎保育園	2	0	
	4	令和3年6月30日	高田保育所	4	1	
	5	令和3年7月8日	横田保育園	3	1	
	6	令和3年7月26日	小友保育所	4	1	
	7	令和3年8月5日	竹駒保育園	2	2	
	8	令和3年12月15日	気仙保育所	2	2	
	9	令和3年12月21日	広田保育園	3	3	
	10	令和4年1月12日	竹駒保育園	1	1	
	11	令和4年1月14日	横田保育園	3	3	
	12	令和4年1月17日	高田保育所	2	1	
	13	令和4年1月25日	米崎保育園	2	1	
14	令和4年1月28日	小友保育所	2	2		

(9) 思春期（学校）保健

事業名	思春期はまってかだって教室
法令根拠	母子保健法第8条、9条、10条及び学校保健法
目的	性とコミュニケーションをテーマとし、ストレスとの向き合い方・男女の考え方の違い・男女の違いや性マイノリティを偏見なく認め合うことの大切さ・性感染症の経路と予防・居場所の大切さを伝えることで、健康な母性及び若者の育成を目指す。
対象	市内小中学校生徒、市内高校生徒及びその他希望する団体
事業内容	性とコミュニケーションをテーマとし、ストレスとの向き合い方・男女の考え方の違い・男女の違いや性マイノリティを偏見なく認め合うことの大切さ・性感染症の経路と予防・居場所の大切さを普及啓発する。
現状	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症により、市内中学校のうち1校は動画配信のみで対応。子育て世代や保育士対象にも実施し、令和3年度は、総計151人が受講。
方針・計画	多くの関係者及び市民が受講できるよう、既存の会議等で開催等を工夫し対象を拡大し、子ども・親・教育関係者・地域のヘルスリテラシーの向上を図る。

◆思春期保健教育実施状況

(単位：人)

年度	対象	内 容	受講者数	合計
H29	生徒（市内中高生）	・性とコミュニケーション ・子どもネット会議（東中のみ）	344	899
	市民	AIDS文化フォーラム	330	
	市民	思春期のネットトラブル	18	
	きらりんきつず参加者	男の子との育て方	26	
	たかたハッピーウェーブ	イマドキ世代の生きる力	17	
	学校保健総会（教育関係者）	子どものコミュニケーション	52	
	保護者（市PTA連合会）	性とコミュニケーション	112	
H30	生徒（市内中高生）	性とコミュニケーション	302	668
	市民	AIDS文化フォーラム	330	
	きらりんきつず参加者	男の子の育て方	19	
	たかたハッピーウェーブ	はまってかだって教室	17	
R1	生徒（市内中高生）	性とコミュニケーション	256	525
	市民	AIDS文化フォーラム	120	
	きらりんきつず参加者	男の子の育て方	48	
	子育て支援センター（合同）参加者	男の子の育て方	44	
	保護者（小友保育所）	はまってかだって教室	57	
R2	生徒（市内中高生）	性とコミュニケーション	127	155
	きらりんきつず参加者	男の子の育て方	20	
	陸前高田市保育会（所（園）長）	はまってかだって教室	8	
R3	生徒（市内中高生）	性とコミュニケーション	75	151
	子育て世代	子育てはまかだ教室	27	
	きらりんきつず参加者	男の子の育て方	6	
	陸前高田市保育会研修	安心安全な子育て環境のために	43	

(10) 特定治療支援事業・養育医療給付事業

事業名	特定治療支援事業
目的	子どもを希望しているものの子どもに恵まれないため不妊治療を受ける夫婦に対し、当該治療に要する費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図り、もって子どもを安心して生み育てるしくみづくりに資すること。
対象	法律上の婚姻をしている夫婦で、不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金(県助成金)の交付決定を受けている夫婦。令和3年2月より、事実婚上にある夫婦も含まれる。
事業内容	不妊治療を受ける夫婦に対し、体外受精及び顕微授精について、当該治療に要する費用の一部を助成する。
現状	令和3年度の延申請数及び給付数は7人であり、新規2人、継続5人であった。
方針・計画	不妊治療は高額のため、安心して治療に臨めるよう、助成制度について広く市民に周知する。

◆不妊治療支援申請手続受付状況 (単位：件)

年度	申請数(延)	給付数	新規	継続
H29	8	8	2	6
H30	8	8	3	5
R1	10	10	4	2
R2	6	6	3	2
R3	7	7	2	5

※平成25年度から助成開始。

事業名	養育医療給付事業
法令根拠	母子保健法第20条
目的	未熟児は正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、心身に障害を残すことも多いため、医療を必要とする未熟児に対して生後速やかに養育に必要な医療の給付を行い、経済的負担の軽減を図る。
対象	未熟児であって、医師が入院による養育を必要と認めた児
事業内容	医療を必要とする未熟児に対して生後速やかに養育に必要な医療の給付を行う。
現状	令和3年度の給付申請手続数は、新規2人であった。
方針・計画	継続実施するとともに、母子の心身のフォローに努める。

◆養育医療給付申請手続受付状況 (単位：件)

年度	新規	継続	転院	合計
H28	5	0	0	5
H29	1	0	0	1
H30	4	0	2	6
R1	3	0	1	4
R2	7	0	0	7
R3	2	0	0	2

※平成20年度から受付事務が岩手県より権限移譲。
平成25年度からすべての事務が岩手県より権限移譲。

2 成人保健事業

(1) 重点目標

健康づくり推進計画や各種計画に基づいて、市民の健康意識が向上し、より健康的な生活を送ることができるように支援する。

また、「第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画」を平成30年度に策定したことにより、生活習慣病の発症や重症化予防の取り組みをより一層強化する。

○市民の健康意識の向上

健康づくりに向けた意識を喚起し、個人の生活習慣における問題について行動変容につなげることを目的に「はまかだ健康ポイント事業」を実施する。ポイント対象事業に参加した際にポイントを付与し、市が定めるポイントを獲得した者に特典を交付することで、健康づくりに対して実践期以外の方へアプローチする。

○受診しやすい体制づくり

働き世代の健診受診率向上のため、特定健診と一部がん検診等とのセット健診や休日健診を実施し、受診しやすい体制づくりを行う。

また、追加健診の日程を設け、未受診者に対して受診再勧奨を実施する。

○市の健康課題に重点をおいた生活習慣病の発症予防

市の健康課題である「血糖」「減塩」「口腔衛生」「運動」「アルコールと喫煙」の5つに重点をおき、保健推進員や食生活改善推進員と協働で、健康教室や栄養教室を実施するにより、健康に関する知識の普及啓発を図る。

中年・壮年期以前の健康づくりの重要性から若年者健康診査の結果から、特定保健指導同様の指導を実施する。(若年者健康診査の対象は、生活習慣の自己管理の観点から18歳から20歳へ引き上げる。)

(2) 健康教育

事業名	健康教育
法令根拠	健康増進法第17条
目的	生活習慣病の予防その他の健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資する。
対象	市民
事業内容	集団健康教育の種類として、歯周疾患、ロコモティブシンドローム、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、病態別、薬、その他一般健康教育の項目の中から、地域の実情に応じて重点課題を決めて実施している。
現状	例年、定例会や地区の成人教室と併せて行っていたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から地域からの開催要望も少なく、実施13回、参加延人員214人であった。開催の場合も、重点健康課題についてのテーマではなく、感染症対策をテーマとすることが多くあった。
方針・計画	集団健康教育については少人数の開催もできることを周知し、集団の開催が懸念されることに配慮し、個別指導や電話相談の機会を設ける。

◆健康教育実施状況

区分	R1			R2			R3		
	回数 (回)	受講者数(人)		回数 (回)	受講者数(人)		回数 (回)	受講者数(人)	
40～ 64歳		65歳～	40～ 64歳		65歳～	40～ 64歳		65歳～	
一般	60	629	26	19	104	83	13	214	0
歯周疾患	6	44	102	0	0	0	0	0	0
ロコモティブシンドローム	12	255	194	0	0	0	0	0	0
慢性閉塞性肺疾患（COPD）	1	8	38	0	0	0	0	0	0
病態別	4	12	195	3	53	0	0	0	0
薬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	83	948	555	22	157	83	13	214	0

(3) 健康相談

事業名	健康相談
法令根拠	健康増進法第17条
目的	心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。
対象	市民
事業内容	保健師や健康相談員がサロンや健康教室において健康相談を実施している。
現状	例年、集団健康教育やサロンにおいての血圧測定と健康相談を行っていたが、サロンの全面中止、集団健康教育の時間短縮と開催は、令和2年度からコロナ禍の影響を受け減少。令和3年度からは健診会場に健康相談ブースを設け、血圧や喫煙を主に生活習慣における健康相談を実施した。
方針・計画	集団健康教育・相談については少人数の開催もできることを周知し、集団の開催が懸念されることに配慮し、個別指導や電話相談の機会を設ける。

◆健康相談実施状況

年度	回数(回)	相談者総数(人)
H30	26	57
R1	106	141
R2	13	4
R3	36	132

※H29年度より、40～64歳までの人数のみ計上。

(4) 健康診査

事業名	各種がん検診
法令根拠	健康増進法第19条
目的	疾病の早期発見・早期治療につなげ、壮年期死亡の減少、認知症又は寝たきり予防など、健康寿命の延伸を目的として実施している。
対象	40歳以上の市民（一部がん検診を除く）
事業内容	胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診
現状	令和3年度の各検診の受診率は、胃がん検診19.0%、大腸がん検診17.1%、肺がん検診20.9%、子宮頸がん検診22.3%、乳がん検診31.9%であり、胃がん検診が微増、乳がん及び子宮頸がん検診は横ばい、その他のがん検診は微減であった。
方針・計画	受診率向上を目的に、追加日程を設定、未受診者に対し受診再勧奨を行う。 また、要精密検査者に対して受診状況の確認及び勧奨に努める。

◆①胃がん検診実施状況（40歳以上）

区分 年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	2年連続受診 者数(人)	受診率(%)	要精密検査者 数(人)	精密検査者数 (人)	精密検査受診率 (%)	精密検査結果内訳(人)					
								異常なし	胃がん	胃がん疑い	がん以外の 疾患	未受診	未把握
H29	13,789	1,879	1,149	17.6	104	90	86.5	2	7	0	81	6	8
H30	13,674	1,853	1,122	19.1	99	76	76.8	8	4	0	64	5	18
R1	13,485	1,889	1,322	17.9	79	63	79.7	4	0	0	59	2	14
R2	13,322	1,838	1,321	18.1	70	60	85.7	5	4	0	51	6	4
R3	13,198	1,820	1,146	19.0	77								

※H28年度より、指針が変更となり隔年実施。H28受診率より（当年度受診者数+前年度受診者数-2年連続受診者数）÷対象者数で算出。
※R3年度の精密検査受診結果は現在追跡中のため計上なし。

◆②大腸がん検診実施状況（40歳以上）

区分 年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精密検査者 数(人)	精密検査者数 (人)	精密検査受診率 (%)	精密検査結果内訳(人)					
							異常なし	大腸がん	大腸がん 疑い	その他の疾患	未受診	未把握
H29	13,789	2,440	17.7	150	125	83.3	17	17	0	91	13	12
H30	13,674	2,525	18.5	142	112	78.9	16	6	0	90	10	20
R1	13,485	2,553	18.9	164	113	68.9	17	4	0	92	9	42
R2	13,322	2,507	18.8	139	115	82.7	15	7	0	93	13	11
R3	13,198	2,258	17.1	156								

※R3年度の精密検査受診結果は現在追跡中のため計上なし。

◆③肺がん検診実施状況（40歳以上）

区分 年度	対象者数 (人)	受診者数(人)		受診率 (%)	要精密検査者数(人)		精検 受診者数 (人)	精検 受診率 (%)	精密検査結果内訳(人)					
		略痰再掲			略痰再掲				異常なし	肺がん	肺がん 疑い	その他の疾患	未受診	未把握
H29	13,789	3,154	101	22.9	52	0	51	98.1	20	3	0	28	1	0
H30	13,674	3,180	47	23.3	72	0	68	94.4	15	6	0	47	2	2
R1	13,485	3,396	51	25.2	45	0	41	91.1	17	0	0	23	0	4
R2	13,322	3,168	41	23.7	76	0	72	94.7	8	2	0	62	2	4
R3	13,198	2,758	32	20.9	122	0								

※R3年度の精密検査受診結果は現在追跡中のため計上なし。

◆④子宮頸がん検診実施状況（20歳以上女性、隔年）

区分 年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	2年連続受診 者数(人)	受診率 (%)	要精検者数 (人)	精検受診者数 (人)	精検受診率 (%)	精密検査結果内訳(人)						
								異常なし	子宮頸がん	異形成	がん疑い	がん及び異形成以 外の疾患	未受診	未把握
H29	8,699	1,182	4	26.7	10	9	90.0	1	2	2	0	4	1	0
H30	8,582	1,147	6	27.1	9	7	77.8	0	0	2	1	4	1	1
R1	8,482	1,063	84	25.1	23	20	86.9	0	0	5	1	14	0	3
R2	8,408	864	69	22.1	16	7	43.8	1	0	0	3	3	0	9
R3	8,304	985	1	22.3	58									

※隔年実施のため、受診率は(当年度受診者数+前年度受診者数-2年連続受診者数)÷対象者数で算出。
 ※R3年度の精密検査受診結果は現在追跡中のため計上なし。

◆⑤乳がん検診実施状況(40歳以上女性、隔年)

区分 年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	2年連続受診 者数(人)	受診率 (%)	要精検者数 (人)	精検受診者数 (人)	精検受診率 (%)	精密検査結果内訳(人)					
								異常なし	乳がん	乳がん 疑い	がん以外 の疾患	未受診	未把握
H29	7,334	1,286	23	35.2	15	15	100.0	3	1	0	11	0	0
H30	7,271	1,353	24	36.0	23	22	95.7	0	5	0	17	0	1
R1	7,178	1,214	117	34.1	14	13	92.8	1	4	0	8	1	0
R2	7,101	1,168	94	32.2	7	7	100.0	0	1	0	6	0	0
R3	7,053	1,092	13	31.9	15								

※隔年実施のため、受診率は(当年度受診者数+前年度受診者数-2年連続受診者数)÷対象者数で算出。
 ※R3年度の精密検査受診結果は現在追跡中のため計上なし。

◆⑥前立腺がん検診実施状況(50歳以上男性)

区分 年度	受診者数(人)	要精検者数 (人)	精検受診者数 (人)	精検受診率 (%)	精密検査結果内訳(人)			
					異常なし	前立腺がん	前立腺肥大	その他
H29	946	48	43	89.6	8	3	26	6
H30	947	45	26	57.8	9	4	9	4
R1	959	46	30	65.2	9	0	15	6
R2	912	40	26	65.0	8	1	13	4
R3	768	26						

※R3年度の精密検査受診結果は現在追跡中のため計上なし。

事業名	肝炎ウイルス検査
法令根拠	健康増進法第19条
目的	肝炎ウイルス感染を早期発見・早期治療し肝硬変や肝臓がんに進行することを防ぐことを目的とする。
対象	40歳以上で肝炎ウイルス検査を受けたことがない人
事業内容	問診、C型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査
現状	対象初年度となる年度末年齢40歳の方に対し、パンフレットを郵送し受診勧奨を実施。令和3年度は64人が受診し、うち40歳は33人であった。
方針・計画	検査未実施者に対し、健診会場にて案内・勧奨を行う。

◆⑦肝炎ウイルス検診実施状況（40歳以上）

年度	総受診者数 (人)	(再掲) 40歳			結果 (人)		
		対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	異常なし	要経過観察	要精密検査
H29	321	220	57	25.9	318	1	2
H30	163	205	36	17.6	160	0	3
R1	85	143	21	14.7	85	0	0
R2	81	154	29	18.8	81	0	0
R3	64	157	33	21.0	33	0	0

事業名	骨粗鬆症予防検診
法令根拠	健康増進法第19条
目的	寝たきりの原因となる骨粗鬆症を早期に発見し、生活改善を図る。
対象	40・45・50・55・60・65・70歳の女性
事業内容	問診、踵部パルス法による骨密度測定
現状	令和元年度より申込制を廃止し、対象者全員に個別通知を送付し、受診率は29.8%であり、昨年度から微減となった。
次方針・計画	要精密検査者に対して受診状況の確認及び勧奨に努める。

◆⑧骨粗鬆症予防検診実施状況（40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳女性）

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果 (人)		
				異常なし	要指導	要精密検査
H29	954	224	23.5	89	106	29
H30	986	198	20.1	66	106	26
R1	917	264	28.8	109	104	51
R2	876	273	31.2	104	122	47
R3	789	235	29.8	101	108	26

事業名	結核健康診断
法令根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
目的	結核患者の早期発見及び未感染者の発病予防に寄与する。
対象	65歳以上の者
事業内容	特定健康診査・被災者健康診査と併せて実施し、DR撮影を行っている。
現状	65歳以上の者には結核健診を案内していたが、平成28年度より、肺がん検診を希望する者は同健診を受診しているため受診者数が大幅に減少している。令和3年度は87人が受検し、前年度より減少している。
方針・計画	全国的に結核登録患者数は、高齢化に伴い増加傾向にあるため、有症状時の早期受診・早期発見について、普及啓発を行う。

◆⑨結核健康診断実施状況（65歳以上）

年度	受診者数 (人)	要精検者 (人)	精検受診者数 (人)	精検受診率 (%)	精検結果（人）		
					異常なし	要経過観察	発見者
H29	264	7	7	100.0	7	0	0
H30	154	2	2	100.0	1	1	0
R1	68	1	1	100.0	0	1	0
R2	136	3	3	100.0	2	1	0
R3	87	2	2	100.0	2	0	0

※肺がん検診受診者は対象外。

事業名	一日人間ドック健診
法令根拠	高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法
目的	生活習慣病を中心とした疾病の早期発見・早期治療と一次予防を含めた健康保持・増進を図ることを目的とする。
対象	40歳以上の市民のうちで希望者
事業内容	事業の周知、費用の助成
現状	令和3年度は216人が受診し、前年度より増加。人間ドック受診者についても、特定健診・特定保健指導の対象としている。
方針・計画	他の健診同様に有所見者へは勧奨や指導を行う。

◆⑩一日人間ドック実施状況

年度	受診者数 (人)	結果（人）		
		異常なし	要指導	要医療
H29	232	2	58	172
H30	216	0	62	154
R1	213	1	64	148
R2	191	2	52	137
R3	216	1	71	144

事業名	高齢者健康診査
法令根拠	高齢者の医療の確保に関する法律
目的	疾病の早期発見、早期治療につなげ、認知症又は寝たきり予防など、健康寿命の延伸を目的とする。
対象	後期高齢者医療制度加入者（施設入所者、長期入院者、生活習慣病で通院中の方は対象外）
事業内容	問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査。
現状	令和3年度は984人が受診。
方針・計画	高齢者は通院している者も多いため、通院との兼ね合いを踏まえ、受診率向上を図る。

◆⑪高齢者健康診査受診状況

(単位：人)

区分 年度	受診者数	異常なし		処置不要		要指導		要医療	
		人数	率 (%)	人数	率 (%)	人数	率 (%)	人数	率 (%)
H29	1,181	1	0.1	29	2.5	385	32.6	735	62.2
H30	1,237	12	1.0	26	2.1	435	35.2	764	61.8
R1	1,291	12	0.9	26	2.0	449	34.8	804	62.3
R2	1,213	3	0.2	32	2.6	437	36.0	733	60.4
R3	984	14	1.4	96	9.8	546	55.5	328	33.3

事業名	若年者健康診査
目的	若年者に健診を実施し、早期から生活習慣を見直すことにより、生活習慣病を減少させることを目的とする。
対象	20歳から39歳までの者（学校や事業所等で健康診断を受診する者を除く）
事業内容	問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査。
現状	令和3年度は139人が受診。
方針・計画	生活習慣や健康への自己管理の観点から対象を18歳から20歳へ変更し、若年期からの健康づくりの重要性から検査結果により特定保健指導同様の指導を行う。

◆⑫若年者健診受診状況

(単位：人)

区分 年度	受診者数	異常なし		処置不要		要指導		要医療	
		人数	率 (%)	人数	率 (%)	人数	率 (%)	人数	率 (%)
H29	126	13	10.3	21	16.7	63	50.0	29	23.0
H30	103	11	10.7	15	14.6	51	49.5	26	25.2
R1	109	11	10.1	17	15.6	56	51.4	25	22.9
R2	127	18	14.2	26	20.5	44	34.6	39	30.7
R3	139	22	15.6	32	23.0	54	38.8	31	22.3

(5) 特定健診・特定保健指導

事業名	特定健診
法令根拠	高齢者の医療の確保に関する法律
目的	内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目し、若年期からの生活習慣病予防を目的としている。
対象	市国民健康保険に加入している40歳から74歳の者
事業内容	基本項目の間診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査(脂質・血糖・肝機能)に加え、全ての対象へ詳細項目の貧血検査、眼底検査、心電図検査、血清クレアチニン検査を実施。
現状	令和3年度の受診率は48.8%で横ばいである。
方針・計画	受診率向上を目的に、追加日程を設定、未受診者に対し受診再勧奨を行う。 また、健康に対する問題意識を喚起し、個人の行動変容につなげることを目的に、インセンティブ事業に取り組む。

◆特定健診実施状況(年代別結果・有所見結果)

特定健診受診者数・受診率

(単位:人)

年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	異常なし		処置不要		要指導		要医療	
				人数	率(%)	人数	率(%)	人数	率(%)	人数	率(%)
H29	4,274	1,931	45.2	9	0.5	86	4.8	664	37.3	1023	57.4
H30	4,136	2,000	48.4	11	0.6	71	3.8	650	34.7	1079	57.0
R1	3,932	1,971	50.1	17	0.9	90	4.9	752	38.4	1112	55.8
R2	3,788	1,846	48.7	16	0.9	74	4.0	639	34.6	1007	54.6
R3	3,697	1,803	48.8	20	1.1	117	6.5	887	49.2	779	43.2

事業名	特定保健指導
法令根拠	高齢者の医療の確保に関する法律
目的	特定健診結果に基づき階層化を行い、個々のレベルに合わせて特定保健指導を実施し、健康の維持・増進や生活の質の向上及び医療費の適正化を図る。
対象	令和3年度の特定健診受診者（国保加入者）のうち、特定保健指導の対象に該当する者。 (1) 積極的支援者 40歳～64歳 (2) 動機づけ支援者 40歳～74歳
事業内容	生活習慣の改善に向けた保健指導を3か月間継続して実施。
現状	令和3年度から健診会場にて個別相談スペースを設け、体重、腹囲、血圧や喫煙歴から特定保健指導対象者に勧奨を実施したこともあり、利用率が向上。また、特定保健指導を希望しない方にもその場で個別指導を実施。
方針・計画	実施率向上及び次年度検診に効果的につなげるため、一部を直営で実施する。

◆①特定保健指導実施状況（R3年度分）

保健指導レベル（階層化）（単位：人）

区分	総数	割合	男性	女性
総計	1,672		721	951
情報提供	1,417	84.75%	560	857
動機づけ支援	187	11.18%	112	75
積極的支援	68	4.07%	49	19

※平成30年度より、追加健診及び一日人間ドック受診者も特定保健指導の対象として実施。

◆②特定保健指導実施状況

特定保健指導（動機づけ支援・積極的支援）（単位：人）

年度	積極的支援				動機づけ支援			
	対象者	利用者	終了者	実施率(%)	対象者	利用者	終了者	実施率(%)
H29	70	8	4	5.7	197	26	16	8.1
H30	92	14	11	12.0	238	18	18	7.6
R1	69	11	8	11.6	207	21	21	0.1
R2	83	1	1	1.2	218	20	20	9.2
R3	68	10	10	14.7	187	26	26	13.9

(6) 歯科保健

事業名	成人歯科健診
法令根拠	健康増進法第19条
目的	う歯や歯周病の早期発見・早期治療をし、正しい知識の普及と口腔衛生の保持・改善を推進することを目的とする。
対象	健康増進事業としては、40歳、50歳、60歳及び70歳の者を対象とする節目検診として実施要領に定められているが、当市においては独自に30歳から70歳までの5歳毎の節目年齢に対象を拡大し実施している。
事業内容	対象者に成人歯科健康診査受診券を交付し、市内の歯科医療機関に委託し実施している。
現状	令和3年度の受診率は10.7%であり、要指導及び要精密検査の割合は約8割であった。各年齢層のうち、35歳と60歳の受診率が高かった。
方針・計画	30代から40代の働き世代の受診率が低いため、働き世代への受診勧奨に力を入れる。

◆成人歯科健診状況

区分 年度	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	平均現在歯数 (本)	平均健全歯数 (本)	平均未処置歯数 (本)	判定区分			
							異常なし	要指導	要精密検査	不明
H29	2,267	288	12.7	24.7	10.8	1.6	—	—	—	—
H30	2,234	266	11.9	24.2	10.9	1.2	16.2	38.0	41.0	4.8
R1	2,056	249	12.1	25.6	11.4	1.0	22.9	30.1	43.8	3.2
R2	2,121	238	11.2	25.9	11.8	1.1	19.7	35.7	43.7	0.8
R3	1,935	207	10.7	25.9	12.0	1.0	19.3	43.5	37.2	0.0

※平成30年度より、歯科健診結果に判定区分を追加。

◆成人歯科健診状況（年齢別受診率）

区分 年度	対象年齢 (歳)	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
R3	30	140	15	10.7
	35	142	17	12.0
	40	170	13	7.6
	45	228	25	11.0
	50	212	23	10.8
	55	231	27	11.7
	60	248	30	12.1
	65	274	31	11.3
	70	290	26	9.0

3 感染症予防事業（予防接種事業）

(1) 重点目標

予防接種法に基づき、予防接種を実施し、感染症による患者の発生や死亡・障がい、社会への感染症の蔓延を予防する。

また、任意の予防接種への助成を行い、感染症の予防を図る。

○予防接種に関する正しい知識の普及

予防接種の効果や接種を受ける際の注意事項、副反応等について、出生届出時や乳幼児健診、個別通知、広報掲載等を通じて、対象者や保護者へ周知する。

○予防接種を受けやすい環境の整備

気仙管内医療機関と個別予防接種の委託契約を行い、身近なかかりつけ医でいつでも予防接種を受けられる体制を整備する。

また、気仙沼市医師会や岩手県広域的予防接種事業を通じた岩手県医師会との委託契約を行い、里帰り先等での予防接種の利便性を向上し、望ましい時期に予防接種が受けられる環境を整備する。

事業名	各種予防接種
法令根拠	予防接種法第5条
目的	伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
対象	実施状況参照
事業内容	管内の医療機関に委託し実施。B類疾病については、65歳以上又は60歳から64歳の障害手帳1級取得者を対象に接種費用の一部を助成している。任意接種についても、ロタウイルス胃腸炎ワクチンは接種費用の全額、子どもを対象としたインフルエンザは接種費用の一部を市独自で助成している。 ※予防接種法に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種を実施。
現状	例年と同様、A類疾病については、おおよそ9割の接種率であった。
方針・計画	接種率の向上を目標に、訪問及び健診等において接種状況を確認し、未接種者に対しては接種勧奨を積極的に行う。就学付近以降に行うものについては、夏休みや祝日が続く時期等のタイミングで接種勧奨を行う。

(2) A類疾病実施状況

◆① 4種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ）

第1期 初回：生後6か月～90か月未満児

第1期 追加：第1期初回（3回）終了後、6か月～18か月後に1回接種

年度	第1期初回			追加
	被接種者（人）			被接種者 （人）
	1回	2回	3回	
H29	103	98	103	110
H30	87	88	89	94
R1	92	95	95	106
R2	98	102	101	99
R3	85	83	83	95

◆②ジフテリア、破傷風（二種混合）

第2期：小学6年生

年度 \ 区分	対象者 (人)	被接種者 (人)	接種率 (%)
H29	138	124	89.9
H30	132	114	86.4
R1	117	106	90.6
R2	120	106	88.3
R3	140	131	93.6

◆③BCG

生後3か月～1歳に至るまでの者

年度 \ 区分	対象者 (人)	被接種者 (人)	接種率 (%)
H29	103	99	96.1
H30	96	91	94.8
R1	86	99	115.1
R2	89	91	102.2
R3	74	93	125.7

※対象者数：出生数

◆④不活化ポリオワクチン

第1期 初回：生後6か月～90か月未満児

第1期 追加：第1期初回（3回）終了後、6か月～18か月後に1回接種

年度	区分	第1期初回				第1期追加			
		対象者 (人)	被接種者(人)			接種率 (%)	対象者 (人)	被接種者 (人)	接種率 (%)
			1回	2回	3回				
H29			0	1	3		1		
H30			0	0	0		0		
R1			0	0	0		0		
R2			0	0	0		0		
R3			0	0	0		0		

◆⑤ヒブワクチン

生後2か月～生後60か月に至るまでの間にある者

年度	区分	初回(人)			追加(人) (4回)
		1回	2回	3回	
H29		94	102	99	99
H30		96	90	88	89
R1		88	89	88	86
R2		102	102	105	96
R3		81	85	84	102

◆⑥小児用肺炎球菌ワクチン

生後2か月～生後60か月に至るまでの間にある者

年度	区分	初回(人)			追加(人) (4回)
		1回	2回	3回	
H29		95	102	101	101
H30		96	88	87	85
R1		92	92	93	97
R2		98	98	102	90
R3		81	85	84	96

◆⑦麻しん風しん混合ワクチン（第1・2期）

第1期：生後12か月～24か月未満児

第2期：5歳以上7歳未満児（就学前の1年）

年度	区分	第1期			第2期		
		対象者 (人)	被接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	被接種者 (人)	接種率 (%)
H29		100	95	95.0	100	96	96.0
H30		99	92	92.9	114	109	95.6
R1		95	99	104.2	106	106	100.0
R2		96	102	106.3	96	97	101.0
R3		82	93	113.4	109	108	99.1

※対象者数：予診票発送数を基準とする。

◆⑧水痘ワクチン

1歳から3歳に至るまでの者（2回）

年度	接種者数（人）	
	1回目	2回目
H29	94	103
H30	94	91
R1	99	93
R2	101	105
R3	93	91

◆⑨ロタウイルス胃腸炎予防ワクチン

生後6週0日から24週0日までの間にあるもの

年度	区分 対象者数	接種者数（人）		
		1回	2回	3回 ロタテック
H29	103	97	104	4
H30	91	91	83	4
R1	86	87	87	3
R2	89	97	94	2
R3	74	80	85	0

※対象者数：出生数を基準とする。

※令和2年10月より定期接種開始。当市では、H23年度から独自助成をしていた。

◆⑩日本脳炎

第1期 初回：3・4歳児 追加：4・5歳児

第2期：9歳以上13歳未満

年度	区分	接種者数（人）			
		1期			2期
		初回		追加	
		1回	2回		
H29		104	110	109	124
H30		107	105	103	131
R1		104	99	117	139
R2		94	104	93	92
R3		71	65	55	9

◆⑪子宮頸がんワクチン

年度	接種者数（人）		
	1回	2回	3回
H26～H28	2	0	0
H29	1	1	0
H30	0	0	0
R1	0	0	0
R2	11	4	0
R3	32	24	9

※平成26年度より積極的な接種勧奨を差し控えしている。

※令和2年度より個別に情報提供開始。

◆⑫B型肝炎

1歳に至るまでの者(3回)

年度	対象者 (人)	接種者数(人)			任意接種者数(人) (医療含む)
		1回	2回	3回	
H29	99	106	114	110	10
H30	96	97	89	97	3
R1	86	91	92	91	0
R2	89	98	98	93	0
R3	74	81	85	89	0

※平成28年10月より定期接種開始。

※対象者数：出生数を基準とする。

(3) B類疾病実施状況

◆①季節性インフルエンザ

(単位：人)

年度	65歳以上	65歳未満	合計
H29	4,245	15	4,260
H30	4,206	10	4,216
R1	4,339	10	4,349
R2	4,884	8	4,892
R3	4,327	7	4,334

◆②高齢者の肺炎球菌

(単位：人)

年度	60歳以上 65歳未満	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳	90歳	95歳	100歳～	計
H28	5	40	40	28	16	13	11	5	0	158
H29	8	48	91	75	19	12	12	2	2	269
H30	1	58	88	62	19	9	8	8	1	254
R1	0	117	120	75	46	35	21	5	0	419
R2	0	153	131	63	68	53	33	9	0	510
R3	0	125	89	61	44	31	18	8	0	376

(4) 市独自助成の実施状況

◆子どものインフルエンザ任意予防接種

13歳未満：2回接種

助成額：一人あたり2,000円/回

(単位：人)

年度	対象	対象者数	接種者数	延人数
H29	6ヶ月～就学前	633	385	756
	小学生	643	474	943
	中学生	497	257	485
H30	6ヶ月～就学前	705	582	1,142
	小学生	718	353	697
	中学生	459	391	479
R1	6ヶ月～就学前	698	485	960
	小学生	700	525	1,032
	中学生	416	268	275
R2	6ヶ月～就学前	625	497	979
	小学生	681	532	1,049
	中学生	389	255	266
R3	6ヶ月～就学前	612	400	793
	小学生	662	427	850
	中学生	370	175	179

※対象者数：システムから対象生年月日の範囲で抽出。6か月は、6/30生まれまでとする。

(5) 新型コロナウイルスワクチン接種

(単位：人)

区分	対象者	接種者数			接種率 (%)
		1回	2回	3回	
5～11歳	802	150	0		18.7
12～64歳	10,007	9,237	9,324	3,042	92.3
65歳以上	7,362	7,029	6,988	6,484	95.5

4 健康づくり推進事業

(1) 重点目標

「はまって かだって つながって～みんなで輝く陸前高田～」を目指す姿とし、関係機関と連携・協力しながら、健康寿命の延伸と個別の疾病予防に取り組む。

○陸前高田市健康づくり推進計画（健康りくぜんたかた 21 プラン（第 2 次）、みんなの子ども計画、食育推進基本計画）の推進

平成 30 年度の間評価の結果、次世代の健康を守るため保育所・学校・家庭・地域との連携、喫煙対策に関する普及啓発及び環境整備、生活習慣病予防のための地域支援の強化を重点取組とする。

○はまかだ運動推進事業

ご近所でのお茶飲み、集まり、職場や学校での何気ない会話など、日々のつながりや地域での活動を活性化する「はまってけらいん、かだってけらいん運動」（以下「はまかだ」という。）を推進することにより、全ての市民が健康や幸せを感じられるまちづくりに取り組む。

(2) 健康文化都市推進

事業名	健康づくり推進協議会
目的	市民一人ひとりが主体的に、健康で文化の薫る愛にあふれた美しいまちづくりに努める健康文化都市宣言及び市民総参加による共同の力で豊かな地域づくりの実現に向かって永続的にこれを推進する福祉のまちづくり都市宣言により、市民の健康づくりを通じた豊かな生活を実現するため、陸前高田市健康づくり推進協議会を設置する。
委員	岩手医科大学、岩手県立高田病院、気仙医師会、陸前高田市歯科医師団、気仙薬剤師会、障害者支援施設 ひかみの園、陸前高田市民生委員児童委員協議会、陸前高田市保健推進員、大船渡市農業協同組合、広田湾漁業協同組合、陸前高田商工会、陸前高田青年会議所、陸前高田市地域女性団体協議会、陸前高田市老人クラブ連合会、陸前高田市PTA連合会、陸前高田市社会福祉協議会、気仙地区コミュニティ推進協議会、長部地区コミュニティ推進協議会、NPO法人さらりんきっず、健康運動サークルたかた☆ハッピー♪ウェーブ！陸前高田市食生活改善推進員協議会、岩手県大船渡保健所
事業内容	協議 (1) 健康づくりに関する総合的な戦略の企画立案及び実施に関すること。 (2) 健康づくりに関する計画等の策定及び進捗状況に伴う見直しに関すること。
現状	新型コロナウイルス感染症予防のため中止。
方針・計画	次年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により判断する。

事業名	歯科保健関係者連絡会
目的	市の歯科保健事業を推進し、市民の生涯にわたる歯の健康の保持及び増進を図り、より健康的な生活の質を高めることを目的に、歯科保健事業の推進・普及啓発を行う。令和元年度歯科保健推進協議会にて当協議会を廃止し、多職種参加による歯科保健関係者連絡会として開催することとした。
事業内容	連絡会 (1) 令和3年度歯科保健事業報告 (2) 令和4年度歯科保健事業計画（案）について (3) 陸前高田市歯科保健事業アンケート
現状	令和3年度 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため書面開催とし、各歯科医療機関へ上記資料等を配付。
方針・計画	次年度は、9～10月頃に開催予定とする。

事業名	健康のつどい
目的	健康で快適な質の高い生活を志向するまち「健康文化都市・陸前高田」を創造するため、市民の主体的な創意と工夫により、実践活動を取り入れた健康的な生活習慣の形成を図るなど、健康づくりを推進することを目的とする。
参加者	地域住民
事業内容	日程：令和3年度 主催：陸前高田市健康づくり推進協議会、陸前高田市
現状	新型コロナウイルス感染症予防のため中止
方針・計画	新型コロナウイルス感染症流行に注視しながら、開催を検討する。 地域住民への参加を拡大し、個人の健康意識の向上を図るとともに地域全体の健康の底上げを目指す。

(3) はまかだ運動推進事業

事業名	はまかだスポット・はまかだマップの設置
目的	地域におけるはまかだ活動を「見える化」することで、市民が知るきっかけとなり、新たなつながりが生まれ、さらなる効果が期待できる。
事業内容	(1) はまかだスポット調査 (2) はまかだマップの設置
現状	(1) はまかだスポット数：164 か所 (2) はまかだマップの設置箇所：10 か所
方針・計画	令和5年度までに以下の達成を目指す。 はまかだスポット数 350 か所 はまかだ運動を知っている人の割合 100% ※こころの健康づくり計画に掲載。

令和3年度陸前高田市保健医療福祉未来図会議実施状況

令和2年度より新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止。

今後、開催形式等検討。

(4) 保健推進員

事業名	保健推進員
目的	地域活動を展開する健康づくりサポーターとして、地域住民の疾病の予防及び健康の保持増進を図る。
事業内容	各行政区長の推薦を受け、市長が委嘱し、任期は2年。会議や研修会への参加及び地域で健康づくり活動を行う。
現状	委嘱及び会議を行い、特定健診時には番号札配布や誘導を各健診会場で実施。受診しやすい環境づくりの一助を担った。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、会議や健康教室が中止となった。
方針・計画	新型コロナウイルス感染症の動向に注視しながら、自身の健康・家族の健康・地域の健康に興味関心が持てるような研修や会議を企画運営する。また、健康教室や健診従事等の地区活動展開する。

◆会議及び研修会実施状況

No.	月 日	会議及び研修会名	内 容	参加者数 (人)
会 議・研 修 (市内)				
1	R3年 11月	令和3年度 第1回保健推進員研修会	1 講演：「コロナ禍でもできる！ はまってかたる保健推進員活動！ ～こんな時代でもつながれる！！～」 講師：ヘルスプロモーション推進センター オフィスいわむろ 代表・医師 岩室 紳也 氏	80
2	R4年 2月	令和3年度 保健推進員・食生活改善推進員・民生委員合同研修会	1 講演：「市民一人ひとりが地域医療の主役となるために ～今までの地域医療活動と 自身の受診経験からわかったこと～」 講師：医師 岩井 直路 氏	68 (全122人)
合 計 (研修会 2 回)				延 148

(5) 食育推進

①すべてのライフステージに応じた食育の推進

事業名	栄養教室事業
法令根拠	健康増進法第7条
目的	生活習慣病を予防し、健康増進を図るために栄養教室を開催し、自主的な健康管理の普及を図ることを目的とする。
対象	市民
事業内容	病態別および依頼内容に沿った栄養講話・調理実習
現状	平成30年度から、食生活改善推進員を講師として、減塩や糖尿病予防、低栄養予防についての教室を開催した。コロナ禍のため、令和3年度は実績無し。
方針・計画	減塩、糖尿病予防、低栄養予防についての教室は継続して開催し、食生活の知識を普及する。依頼については随時対応する。また、食生活改善推進員には引き続き講師として活躍していただく。

事業名	男の料理教室
法令根拠	食育基本法第19条、健康増進法第7条
目的	「はまってけらいん かだってけらいん」運動として、参加者同士での「共食」の機会を持つことで、心身の健康の維持・増進及び交流を図る契機とする。また、生活習慣病予防や低栄養予防といった栄養・食生活改善の観点から、望ましい食生活習慣の定着を目的とする。
対象	市内にお住まいの男性
事業内容	栄養講話と調理実習
現状	令和3年度は実績無し。
方針・計画	食生活改善推進員等と連携しながら、地域ごとに男性が集まりやすい周知方法を検討していく。

◆令和3年度栄養教育・相談実施状況

(単位：人)

指導項目	教室名 (テーマ)	回数	参加延数	個別(延べ)
乳 児	離乳食教室 (郵送)	0	80	38 (49)
	離乳食教室	4	9	9
	7か月児健康相談	10	72	44
	育児相談 (個別)			14
幼 児	1歳6か月児健康診査	6		28
	2歳6か月児歯科健康診査	0		0
	3歳6か月児健康検査	6		14
	育児相談 (電話)			3
	その他 (あゆっこ、にこにこ、たかた、きらりんきっず)	7	20	20
妊 産 婦	妊婦訪問	0		0
	ママパパ教室	2	32	1
健 診 事 後 指 導	特定健診事後栄養相談 (個別)			11
	特定健診事後指導 (個別)	8		555
	特定保健指導			11
	特定保健指導 対象者説明会	0	0	0
脳 卒 中 ・ 心 疾 患	うまみを活かした適塩料理教室 (味の素)	0	0	
	栄養教室 (減塩)	0	0	
糖 尿 病	糖尿病予防教室	0	0	
	個別栄養相談 (糖尿病)			1
そ の 他 病 態	骨粗しょう症予防検診時講話	0	0	
	栄養教室 (骨粗しょう症予防)	0	0	
栄 養 ・ 食 生 活	生涯学習出前講座	2	15	9
	シニアカフェ	2	12	
	栄養講話 (あすなろホーム、栃ヶ沢)	2	17	4
	祖父母教室	1	4	
そ の 他	暮らし支え隊養成講座	0	0	
	介護予防教室 (陽だまりクラブ、自主グループ支援)	1	14	3
総 計		51	275	765 (776)

◆男の料理教室開催状況

年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
開催方法	1 回	0 回	0 回	0 回	0 回
	直営 横田野球スポ少 保護者対象				
参加延数	22 人				

②地域の特性や食文化を活かした食育の推進

事業名	市広報誌「広報りくぜんたかた」へのレシピ掲載
法令根拠	食育基本法第24条
目的	陸前高田市の農水産物や食文化についての理解を深め、食を大切にする心の育成、食文化を伝える担い手の育成を目的とする。
対象	市民
事業内容	陸前高田市食生活改善推進員がおすすめるレシピの掲載、掲載レシピの検討会を行う。
現状	毎月本号へ掲載（1回）した。今年度はレシピ検討会の開催は無し。
方針・計画	本号への掲載を継続して実施する。また、レシピ検討会を開催して新たなレシピを考案していく。令和元年度から6課（農林課、水産課、商政課、子ども未来課、学校給食センター、保健福祉課 各2回/年度）で担当することで、幅広いレシピを掲載する。

③地域の人やつながりに根ざした食育の推進

事業名	食生活改善推進員養成講座
法令根拠	食育基本法第21条
目的	家族、ご近所、地域における食育推進・健康づくりの担い手として、積極的に広くボランティア活動を行う食生活改善推進員の養成を目的とする。
対象	陸前高田市在住で食生活改善推進員として積極的に地区活動に参加できる方
事業内容	年5回コース、5回以上受講にて修了証書を交付。
現状	令和3年度は実績無し。（隔年開催）
方針・計画	開催内容や回数など見直し、食生活改善推進員と協力しながら参加者を増やす。食生活改善推進員入会に限らず、次のステップにつながる場を提供しながら自主活動につなげる仕組みづくりが必要である。

◆食生活改善推進員養成講座開催状況

（単位：人）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
申込み者数（人）	13	19	7	23	10	開催なし	開催なし
修了者数（人）	10	16	5	23	9		
食改入会者数（人）	8	8	4	20	7		
食改入会率（%）	80	50	80	87	78		

事業名	食生活改善推進員育成事業
法令根拠	食育基本法第22条
目的	研修会を開催し、研修で得た知識を地域住民に幅広く普及させ、住民主体の活動やソーシャルキャピタルを活用した健康づくり活動を推進することを目的とする。
対象	陸前高田市食生活改善推進員
事業内容	カリキュラム参照
現状	令和3年度は3回実施。第1回はコロナ禍を考慮し、少人数制にして数地区に分けて計5回実施した。第2回は保健推進員との合同研修会を講話のみ実施した。第3回は、コロナ禍における調理実習及び会食での感染防止対策の指導を、理事を対象に実施した。
方針・計画	会員が地域で自主的に活動できる内容を検討し実施する。 年4回程度開催。

◆令和3年度育成研修会カリキュラム

回	開催日	場 所	内 容
1	R3.11.8 ～11.12 (計5回)	陸前高田市民文化会館 各地区コミセン	○「～突撃シリーズ第2弾～1日食塩摂取調査による減塩ステップアップ事業について」 講義「1日食塩摂取調査結果の概要と傾向」 ワーク「過去の食塩摂取調査に対するアドバイスの作成」 講師：市栄養士
2	R4.2.19	陸前高田市民文化会館 奇跡の一本松ホール	○講話「市民一人ひとりが地域医療の主役となるために～いままでの地域医療活動と自身の受診経験からわかったこと～」 講師：医師 岩井直路氏
3	R4.2.27	陸前高田市コミュニティホール	○講話「コロナ禍における感染防止対策」 ○調理実習「調理実習時の感染防止対策指導」 講師：ヘルスプロモーション推進センター オフィスいわむろ 岩室紳也氏

◆食生活改善推進員協議会活動状況

(単位：人)

年 度	H30 年度			R1 年度			R2 年度			R3 年度		
会 員 数	97 人			106 人			104 人			97 人		
区 分	回数	参加 会員	普及 人数	回数	参加 会員	普及 人数	回数	参加 会員	普及 人数	回数	参加 会員	普及 人数
総会	1	44	-	1	61	-	0	0	-	0	0	-
会議等	13	76	-	9	77	-	4	45	-	6	50	-
育成事業	4	107	-	3	108	-	1	36	-	3	95	-
先進地視察	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
研修会	2	13	-	8	73	-	0	0	-	2	56	-
地区伝達講習会	7	54	14	8	59	11	6	24	5	5	32	5
地区自主活動事業	5	38	457	12	25	462	33	115	363	33	58	192
ふれあい一皿運動	49	8	118	63	8	173	221	23	523	241	24	963
地区栄養教室	9	30	192	10	32	171	-	-	-	-	-	-
日食協・県食改協 事 業	4	22	181	11	38	291	3	11	41	2	8	23
市委託事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
味の素協力事業	11	72	183	20	100	319	6	104	3120	-	-	-
協力・依頼事業	11	43	258	6	26	135	-	-	-	-	-	-
健康のつどい	1	35	370	1	33	440	-	-	-	-	-	-
味噌汁塩分測定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他事業	6	17	224	6	27	600	9	13	600	5	21	700
記念行事等	-	-	-	1	44	-	-	-	-	-	-	-
合 計	123	559	1,997	159	711	2,602	283	371	4,652	297	344	1,883

5 精神保健福祉事業（こころの健康づくり事業）

(1) 重点目標

自殺対策基本法に基づき、市民一人ひとり、関係団体、民間団体、企業、行政が連携・協働して「居場所づくり」「生きることの包括的な支援」に取り組み、こころの健康づくりを推進する。

○陸前高田市自殺対策計画の推進

陸前高田市こころの健康づくり計画（自殺対策計画）に基づき、他分野連携・ネットワーク強化により自殺対策を推進する。ハイリスク対策に加えて、本市で展開されている「はまかだ運動」の推進を基本理念とし、自然と人が癒される環境を整える。

○こころのケアを必要とするケースへの早期介入

こころの健康問題の深刻化防止のため、こころのケアを必要とするケースに対し、地域の関係者や関係機関と連携しながら早期に関わる体制づくりをしていく。また、個別支援だけではなく家族支援も行い、切れ目のない支援を展開する。

(2) 1次予防（こころの健康増進・予防）

事業名	人材養成
法令根拠	自殺対策基本法第3条
目的	身近な人の悩みに気づき、声をかけ、傾聴し、必要な支援とつながり、見守るための知識を身に着け、実践する人材を増やす。
対象	一般市民
事業内容	傾聴ボランティア養成
現状	陸前高田市こころのもりへ委託実施の予定であったが、感染症対策のため中止とした。
方針・計画	転居や復興住宅・高台への転居が進む中で、地域での支え合い・見守り体制の必要性は増している。引き続き、こころのもりと連携し実施する。

◆傾聴ボランティア養成講座実施状況

年度	実施回数	参加者数（延べ）
R1年度	1回	11人
R2年度	0回	—
R3年度	0回	—

事業名	普及啓発
法令根拠	自殺対策基本法第7条 精神保健福祉法第46条
目的	こころの健康問題に対する正しい知識や、身近な人の悩みに気づき、声をかけ、傾聴し、必要な支援とつながり、見守ることの大切さを普及する。
対象	一般市民
事業内容	① 健康教室及び講演会の開催 ② 相談窓口でのパンフレット配布 ③ 自殺予防啓発月間の実施（9月、3月）
現状	① 0回 延べ0人 ② 自殺予防啓発月間の実施（9月、3月） ・市内各所の民間事業所を中心に協力を得て啓発用ポケットティッシュを配布 ・感染症対策により集団での健康教室や普及啓発が控えられ、相談の機会が激減したことを受け、月間に合わせて相談の機会として集中個別訪問を陸前高田市傾聴ボランティアこころのもりと協働実施 延べ5件
方針・計画	転居や復興住宅・高台への転居が進む中で、地域での支え合い・見守り体制の必要性は増している。引き続き、関係機関や商店・医療機関等と協力・連携を図りながら普及啓発を実施する。

◆普及啓発実施状況

年度	こころの健康教室		講演会		自殺普及啓発月間（9・3月合計）	
	回数	参加者数（延）	回数	参加者	横断幕・旗	啓発グッズ
R1年度	5回	116人	1回	48人	9か所	12か所 ティッシュ 1000個
R2年度	1回	14人	0回	—	1か所	12か所 ティッシュ 1000個
R3年度	0回	0人	0回	—	1か所	10か所 ティッシュ 1000個

◆集中個別相談（令和3年度より実施）

年度	延べ件数
R3年度	5件

(3) 2次予防（早期発見・早期対応）

事業名	相談支援事業
法令根拠	精神保健福祉法第47条
目的	関係機関との連携の下、こころの健康問題により日常生活に困難がある人並びにその家族等の相談に応じ、必要な医療及びサービス事業を利用できるよう支援する。
対象	こころの健康問題により日常生活に困難がある人並びにその家族等
事業内容	所内相談、電話相談、訪問相談、同行、個別支援会議
現状	令和3年度特定健診後うつスクリーニング要フォロー者に対する対象65人に対し実施。庁内連携による連絡6件。相談対応件数は、保健師活動状況参照。
方針・計画	関係機関と連携をとりながら継続して実施する。

◆相談支援事業実施状況（単位：人、件）

年度	うつスクリーニング		庁内連携
	対象者	継続フォロー者数	
R1年度	83	14	8
R2年度	78	14	5
R3年度	65	12	6

事業名	家族教室
法令根拠	精神保健福祉法第47条
目的	家族が精神障がい者の病態や関わり方を理解することで、精神障がい者の回復を促すとともに、家族の支援を行う。
対象	精神障がい者の家族
事業内容	病態・関わり方・将来設計等の内容の教室を気仙管内2市1町合同で実施。（障がい者自立支援協議会地域移行部会運営）
現状	令和3年度3回実施。
方針・計画	気仙管内2市1町合同で継続して実施する。

(4) 3次予防（遺族支援）

事業名	自死遺族支援
法令根拠	自殺対策基本法第21条
目的	自死遺族及び近親者、関係者に対し、悲嘆による孤立防止のための支援を行い、精神疾患の疾病及び増悪防止、後追い自殺の防止を図る。
対象	自死遺族及び近親者
事業内容	遺族の分かち合いの会の周知、訪問・所内相談
現状	分かち合いの会のチラシを設置、随時家庭訪問、所内相談実施。
方針・計画	自死遺族は自殺のハイリスク者でもあることから、住民へ事業の周知を行うとともに、随時支援を継続する。

(5) 連携体制支援強化

事業名	自殺予防対策庁内連絡会議・実務者会議
法令根拠	自殺対策基本法第3条
目的	自殺予防対策を全庁で横断的に取り組むために実施する。
対象	連絡会議：部長級 実務者会議：補佐係長級
事業内容	自殺予防対策のために必要な知識及び情報の共有を行う。
現状	連絡会議 1回 実務者会議 0回 自殺対策計画推進についての協議等を実施。
方針・計画	連絡会議 1回 実務者会議 1回

事業名	障がい者連絡会
法令根拠	精神保健福祉法 第47条
目的	気仙管内の相談支援専門員とサービス利用等に関する情報共有や協議、処遇困難事例の検討等を行い、効果的な障がい者支援の推進を図る。なお、本連絡会は、障害者自立支援協議会相談部会を兼ねている。
対象	気仙管内の相談支援事業所（リンク・星雲・さんさん） 地域福祉課、保健福祉課
事業内容	サービス利用者の情報共有、事例検討等
現状	12回実施（月1回）
方針・計画	月1回、継続実施

事業名	はまかだ運動推進会議
法令根拠	自殺対策基本法第3条
目的	地域で「はまかだ」運動を仕掛ける関係者が集まり、地域においてはまかだを展開するための具体的戦略を創造・推進するための議論を行う。
対象	まちづくり協働センター、社会福祉協議会、（一社）トナリノ、市民
事業内容	はまかだ運動推進に関する協議
現状	4回実施
方針・計画	健康づくり推進協議会の実施により検討する

6 地域支援事業

(1) 重点目標

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方や家族等への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、地域支援事業を実施する。

○介護予防・日常生活支援総合事業の推進

従来の介護保険サービスの他、住民主体の訪問型サービス、通所型サービスの充実を図る。

○一般介護予防事業

各種介護予防教室の開催と、「いきいき百歳体操」「ポールウォーキング」を手段とした自主活動を支援する。

○在宅医療・介護連携の推進

在宅医療介護連携センター「みんなの相談室」を中心に、相談支援と地域のネットワークづくりをする。

○認知症施策の推進

認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を配置し、認知症の予防から早期発見・早期治療の推進、また認知症カフェの継続、認知症サポーター養成講座を開催する。

○地域支え合い活動支援の充実

生活支援コーディネーター配置、地域支え合い協議体設置により、地域での支え合い体制、高齢者の社会参加による生きがい・健康づくりの仕組みを整える。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

事業名	①通所型・訪問型サービスB②介護予防ケアマネジメント③介護予防支援
法令根拠	①②介護保険法第115条の45 ③介護保険法第115条の23
目的	高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎ、要支援・要介護状態になってもその状態が悪化しないようにするために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援する。
対象	①要支援者及び事業対象者と認定された利用者 ②要支援者等のうち、訪問型サービスと通所型サービスのみの利用者 ③要支援認定者で、予防給付によるサービスの利用者
事業内容	高齢者一人一人が自分の介護予防についての意識を持ち、健康の維持・増進に向けた取り組みができるよう、単に困りごとを補うサービスを充てるのではなく、アセスメントにより導き出した課題を利用者と共有しながら意欲を引き出し目標を設定し、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるようアプローチする。
状況	①通所型サービスB事業：補助金交付団体1か所 (NPO法人福祉フォーラム・東北「朝日のあたる家」) 訪問型サービスB事業：補助金交付団体1か所 (公益社団法人陸前高田市シルバー人材センター) ②③地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員7名体制で実施。 その他、市内外の居宅介護支援事業所への委託も実施。
方針・計画	利用者の状況に応じて、A・B・C3段階のケアマネジメントを実施する。 ケアマネジメントA：原則的な介護予防ケアマネジメント ケアマネジメントB：簡略化した介護予防ケアマネジメント ケアマネジメントC：初回のみ介護予防ケアマネジメント

【資料6-1】

①通所型サービスB事業・訪問型サービスB事業実施状況

◆通所型サービスB事業実施状況

年度	団体数	実施回数(回)	利用延べ人数(人)
H29年度	1	19	23
H30年度	1	69	192
R1年度	1	87	204
R2年度	1	87	88
R3年度	2	82	153

◆訪問型サービスB事業実施状況

年度	団体数	利用延べ回数(回)
H30年度	1	11
R1年度	1	36
R2年度	1	103(30分利用)／43(1時間利用)
R3年度	1	54(30分利用)／53(1時間利用)

②介護予防支援給付報酬請求実績及び総合事業介護予防ケアマネジメント実績及び委託状況

◆介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント実績

審査月	審査決定件数（件）		審査決定（円）		委託件数（件）		
	予防給付	総合事業	予防給付	総合事業	新規	継続	合計
4月	150	145	658,500	642,950	0	54	54
5月	143	141	491,720	624,990	1	56	57
6月	159	134	715,850	591,260	3	57	60
7月	156	146	702,760	667,940	0	61	61
8月	126	142	567,060	632,380	0	58	58
9月	158	132	708,620	591,480	1	57	58
10月	161	139	715,790	622,210	1	59	60
11月	164	146	546,070	739,330	0	61	61
12月	161	138	705,180	616,440	0	60	60
1月	167	141	746,460	644,580	1	62	63
2月	166	145	733,080	647,100	1	65	66
3月	168	137	750,840	608,090	2	68	70
合計	1,879	1,686	8,041,930	7,628,750	10	718	728
H28年度	2,457		10,783,300		20	751	771
H29年度	2,483		10,901,900		6	672	678
H30年度	2,783		12,296,900		9	624	633
R1年度	2,931		12,909,890		15	518	533
R2年度	3,248		14,310,880		30	622	652
R3年度	3,565		15,670,680		10	718	728

◆委託状況

年度	市内居宅介護支援事業所(か所)	市外居宅介護支援事業所(か所)
H30年度	7	9
R1年度	7	9
R2年度	7	5
R3年度	7	5

③介護予防・日常生活支援サービス担い手養成事業

◆「暮らしささえ隊」養成講座開催状況

年度	受講者数(人)	修了・登録者数(人)
H28年度	38	34
H29年度	32	14
H30年度	16	13
R1年度	13	12
R2年度	養成講座	0
	フォローアップ講座	10
R3年度	0	

事業名	一般介護予防事業
法令根拠	介護保険法第115条の45
目的	高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。さらに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指す。
対象	65歳以上の高齢者
事業内容	①介護予防把握事業： 閉じこもり等何らかの支援を要する者を把握し、介護予防へつなげる。 ②介護予防普及啓発事業： 介護予防活動の普及・啓発を行うために、介護予防教室の開催等を行う。 ③地域介護予防活動支援事業： 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。 ④地域リハビリテーション活動支援事業： 住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職の介入を促進する。
状況	新型コロナウイルスの影響により、介護予防事業全体において規模を縮小しての開催となったが、コロナ禍においても地域での自主活動を安心して継続できるよう、感染予防の普及啓発や定期訪問による後方支援に力を入れた。地域リハビリテーション活動支援事業に関しては、管内のリハビリ専門職との連携を図り、介護予防の機能強化に努めている。
方針・計画	今後も教室を多数開催することにより、参加者の裾野を拡大して普及啓発に努めていく。また、自主活動への意識付けや立上げ支援を行うと共に、自主化したグループには継続的にフォローをして地域の介護予防活動の活性化を図る。

【資料6-2】

◆①介護予防把握事業

区分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
訪問延数(人)	58	33	27	32	27

※介護保険の窓口相談や情報提供等で把握した「介護保険の対象とならないケース」について訪問を行った。

②介護予防普及啓発事業（各種介護予防教室）

◆各種介護予防教室の参加者数

年度	実施か所数 (か所)	実施回数 (回)	参加者数(人)		
			延べ数	実人数	
H29年度	49	283	3,715	1,032	
H30年度	53	198	2,115	932	
R1年度	51	152	1,984	588	
R2年度	21	59	658	43	
R3年度	24	87	907	90	
内訳	陽だまりクラブ	5	38	357	70
	ワンツークラブ (ポールウォーキング)	1	8	104	20
	介護予防・いきいきライフ	11	22	132	—
	地区介護予防教室	7	19	314	—

※参加者には介護予防手帳を配布

◆介護予防教室内容別開催状況

(単位：件)

内容	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
運動機能向上	116	88	21	43
口腔機能向上	17	30	2	11
栄養改善	55	47	5	15
閉じこもり予防	207	119	56	55
認知症予防	176	112	43	55
うつ予防	140	102	56	56

※1回の開催につき複数項目該当あり

③地域介護予防活動支援事業

◆「いきいき百歳体操」を手段とした自主活動の立上げ支援（※H28年度新規事業）

年度	か所数 (か所)	支援回数(回)			会場
		体操指導	体力測定	結果提示	
R1年度	13	48	21	20	下沢会館、田端公民館、矢作第6区会館、脇の沢団地自治会館、大祝会館、矢崎公民館、脇の沢公営住宅集会所、滝の里町内会館、二又復興交流センター、壺の沢公民館、要谷公民館、ほっこり家、鳴石公民館
R2年度	6	16	5	4	要谷公民館、サービス付き高齢者住宅「ほっこり家」、今泉地区コミュニティセンター、鳴石公民館、旧矢作中、雷神自治会館
R3年度	2	13	4	3	雷神自治会館、栃ヶ沢アパート

※各グループが3か月間体操に取り組む。

後方支援として、バンドの貸出や体操指導、体力測定等を実施。

※1回の開催につき複数項目該当あり

◆「いきいき百歳体操」自主活動の移行後の継続支援（※H28年度新規事業）

年度	か所数(か所)	支援回数	参加者述べ数	会場
R2年度	19	43	381	各公民館や集会所、コミセン等
R3年度	15	49	445	各公民館や集会所、コミセン等

※見守りを目的とした訪問支援の他、グループからの要望に応じて体力測定等を実施。

◆その他自主活動支援（※H28年度新規事業）

年度	か所数(か所)	支援回数	参加者述べ数	会場
R1年度	18	49	444	各公民館や集会所、コミセン等
R2年度	10	16	181	各公民館や集会所、コミセン等
R3年度	1	1	16	公民館

※市内で活動する自主グループに対し、レクリエーションの実施や調理実習等実施。

◆介護予防サポーター養成教室（※H28年度新規事業）

年度		回数(回)	参加者延べ数(人)
R1年度		未実施	—
R2年度		未実施	—
R3年度		未実施	—
内訳	養成教室	—	—
	介護予防教室等のサポート	—	—

◆介護予防サポーター育成教室（※H30年度新規事業）

年度		回数(回)	参加者延べ数(人)
R1年度		6	20
R2年度		10	15
R3年度		10	17
内訳	育成教室	0	0
	介護予防教室等のサポート	10	17

◆高齢者交流サロン運営費補助事業

年度	団体数	活動回数(延べ回数)	参加者延べ数(人)
R1年度	18	521	5,259
R2年度	18	338	2,895
R3年度	16	422	3,589

※高齢者交流サロンの運営に要する経費に対し、補助金を交付する。

※運営費(消耗品費等)：2,000円/回・上限2回/月、会場賃借料：上限6,000円/月

④地域リハビリテーション活動支援事業（※平成28年新規事業）

◆リハビリ専門職員との連携会議（サンキューリハビリ隊ミーティング）

年度	回数(回)	参加者述べ数(人)		内容
R1年度	2	理学療法士	作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・連携方法について ・「いきいき百歳体操」における体力測定の方法 ・効果の測定方法について
		5	13	
R2年度	1	理学療法士	作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・連携方法について
		4	4	
R3年度	5	理学療法士	作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・連携方法について ・市独自の体操DVD制作 ・地域ケア会議の在り方について
		24	14	

◆住民主体の通いの場への介入状況

年度	か所数(か所)	支援回数(回)	リハビリ専門職		支援対象	
			事業所(か所)	従事者延べ(人)	支援内容	
R1年度	13	34	6	理学療法士	作業療法士	いきいき百歳体操、筋トレOB会 体操指導、体力測定、結果提示
				17	23	
R2年度	6	7	4	理学療法士	作業療法士	いきいき百歳体操、筋トレOB会 体操指導、体力測定、結果提示
				2	7	
R3年度	5	5	2	理学療法士	作業療法士	いきいき百歳体操、筋トレOB会 体操指導、体力測定、結果提示
				4	2	

※いきいき百歳体操やその他の自主活動グループへの介入

⑤その他

◆ふりかえり交流会

年度	か所数(か所)	内容	参加者数(人)
H30年度	平成31年3月20日(水) 陸前高田市コミュニティホール	介護予防教室のふりかえり発表 自主活動グループのステージ発表 自主活動グループの表彰 レクリエーション、総踊り等	140
R1年度	令和2年3月25日(水) 陸前高田市コミュニティホール	※新型コロナウイルス感染症対策のため 中止	—
R2年度	未実施	—	
R3年度	未実施	—	

◆オンラインを活用した介護予防及び見守り事業

年度	か所数(か所)	講習会 開催回数(回)	講習会参加者数	タブレット貸出数
			実人数(人)	実人数(人)
R2年度	8	43	94	83
R3年度	5	40	46	46

※内容：タブレットの操作方法に関する講習会とタブレットの無償貸出。

※講習会：基本操作、カメラ操作、無料通話アプリ「LINE」、インターネット検索、動画視聴等。

1か所につき8回実施。

※貸出台数上限：R2年度は100台、R3年度は35台に規模縮小

(3) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

事業名	総合相談支援業務
法令根拠	介護保険法115条の47第1項
目的	地域支援事業の中に介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、相談者の身近なところで、在宅の要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握するため、市内に地域包括支援センターブランチを設置。今後も介護保険の申請者数が増加することが考えられ、住民により身近な場所となる介護保険事業者によるその運営事業を委託するもの。
対象	市内の居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護事業所・在宅医療介護連携センター
事業内容	住民からの相談を受け、必要に応じて訪問等により実態把握を行い、指導及び助言を行う。加えて、地域包括支援センターに連絡・引き継ぎを行う。
状況	市内11か所の指定居宅介護支援事業所、小規模多機能ホームに窓口（ブランチ）の設置を委託。加えて、市内2か所に在宅医療介護連携センター「みんなの相談室」を設置。
方針・計画	継続して、相談者の身近なところで、相談受付、実態把握を行うことで、相談しやすい環境づくりを行う。

【資料6-3】

◆総合相談実施状況

(単位：件)

区分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
総合相談 (内ブランチ分)	393(50)	526(25)	481(20)	529(24)	495(49)
みんなの相談室	1,259	1,495	897	1,242	2,263

事業名	権利擁護業務
法令根拠	介護保険法第115条の45
目的	権利侵害行為の対象となっている高齢者や権利侵害の対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利思考をすることができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行う。
対象	権利を侵害されている高齢者
事業内容	実態把握や総合相談等の過程で、特に虐待などの権利侵害に対して、サービスや制度につなぐなど（日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用、消費者被害の防止等）、適切な支援を提供する。
状況	ケースに応じて、措置入所や成年後見制度等の利用を検討しながら、関係機関等と連携を図り対象者の権利を守るために対応した。また、高齢・障害分野の各関係機関等を対象とした成年後見制度普及啓発研修会を開催した。
方針・計画	権利侵害をされている高齢者を早期に見つけ、対応することで、本人の意思決定を尊重できるようにする。

【資料6-4】

◆ ケース対応状況

(単位：件)

内容	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
権利擁護（成年後見制度等）に関すること	7	6	2	1
高齢者虐待に関すること	10	8	5	11

◆ 成年後見制度利用支援事業

(単位：件)

内容	R1年度	R2年度	R3年度
市長申立て	2	1	1

事業名	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
法令根拠	介護保険法第115条の45第2項
目的	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の多職種協働等により、地域における連携体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。
対象	介護支援専門員をはじめとする医療介護関係者
事業内容	地域ケア会議等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、介護支援専門員ネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、困難事例等への指導・助言により、包括的・継続的なケア体制の構築をする。
状況	多職種の関係者で構成する連携会議の開催や出席により、顔の見える連携関係づくり及び介護支援専門員や介護サービス事業者への研修会開催による資質の向上を図った。
方針・計画	地域ケア個別会議の有効活用や巡回相談により、介護支援専門員のケアマネジメント支援、また研修会の充実を図る。

【資料6-5】

◆地域の介護支援専門員への相談、支援、医療機関を含めた関係機関と多職種連携体制の構築、ネットワークの形成

区分	回数（回）	開催内容
介護支援専門員連絡会議	6	介護支援専門員と地域包括との情報交換
居宅介護支援事業所巡回相談	14	新規利用者ケアプラン相談及び困難事例の検討
介護支援専門員等研修会	2	介護支援専門員や介護保険事業所職員の資質向上
二又診療所連絡会	—	診療所医師・看護師と介護支援専門員との情報交換
広田診療所連絡会	5	診療所医師・看護師と介護支援専門員との情報交換
大船渡病院地域連携連絡会議	—	管内医療・介護関係者の情報交換、研修
高田病院地域連携連絡会議	—	管内医療・介護関係者の情報交換、研修
陸前高田の在宅療養を支える会研修会等	2	保健・医療・福祉・介護関係者多職種連携ネットワーク構築

事業名	任意事業
法令根拠	介護保険法第115条の45第3項
目的	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた支援を行う。
対象	65歳以上の高齢者
事業内容	①成年後見制度利用支援 ②配食
状況	①実績なし ②社会福祉法人高寿会に委託し、配慮の必要な食事を必要とする対象者に配食を行った。
方針・計画	①必要な対象者が適切に利用できるようにする。 ②栄養改善等配慮が必要な高齢者に対して事業を活用し、高齢者の状況を定期的に把握する。

【資料6-6】

◆配食サービス事業実績

区分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用人数(実人数)	10	11	12	24	30
配食数(食)	1,062	840	1,055	1,382	3,119

※社会福祉法人高寿会に委託して実施

(4) 包括的支援事業（社会保障充実分）

事業名	在宅医療・介護連携推進事業
法令根拠	介護保険法第115条の45第2項
目的	高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体に提供するために、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。
対象	65歳以上の高齢者
事業内容	①地域の医療・介護の資源の把握 ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ④医療・介護関係者の情報共有支援 ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑥医療・介護関係者への研修 ⑦地域住民への普及啓発 ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅下和野団地及び中田団地1階に在宅医療介護連携センター「みんなの相談室」を設置。地域包括ケアコーディネーター4名を委嘱し、学習会、医療介護連携に関するニーズ把握、市民啓発・住民力向上をめざす企画立案と地域包括ケア体制の構築 ・「陸前高田の在宅療養を支える会（チームけせんの和）」の運営支援、「劇団ばばば☆」の活動支援 ・医療・歯科・薬局ガイドブックの作成 ・未来かなえネットの活用
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療介護連携センター「みんなの相談室」の充実 ・陸前高田の在宅療養を支える会（チームけせんの和）の活動支援と連携

【資料6-7】

◆在宅医療介護連携センター「みんなの相談室」相談実績 (単位：人)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用人数(延べ人数)	1,495	897	1,242	2,263

事業名	生活支援体制整備事業
法令根拠	介護保険法第115条の45
目的	担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。
対象	市内在住の住民
事業内容	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域資源の開発やネットワークの構築を図る。
状況	陸前高田市社会福祉協議会に生活支援コーディネーター、10地区に地域支え合い推進員を配置。 また、9地区において協議体が設置されている。
方針・計画	各地区において協議体を設置し、定期的な情報共有及び連携強化を図る。

【資料6-8】

◆生活支援コーディネーター配置状況

年度	配置数(か所)	配置人数(人)	配置場所
H30年度	2	3	地域包括支援センター（第1層） 陸前高田まちづくり協働センター（第2層）
R1年度	2	4	地域包括支援センター（第1層） 陸前高田まちづくり協働センター（第2層）
R2年度	2	4	地域包括支援センター（第1層） 陸前高田まちづくり協働センター（第2層）
R3年度	1	3	陸前高田市社会福祉協議会（第1層）

◆地域支え合い推進員配置状況

年度	配置人数(人)	配置地区
H30年度	10	下矢作地区、矢作地区、生出地区、横田地区、竹駒地区、長部地区、高田地区、米崎地区、小友地区、広田地区
R1年度	10	下矢作地区、矢作地区、生出地区、横田地区、竹駒地区、長部地区、高田地区、米崎地区、小友地区、広田地区
R2年度	10	下矢作地区、矢作地区、生出地区、横田地区、竹駒地区、長部地区、今泉地区、高田地区、小友地区、広田地区
R3年度	10	下矢作地区、矢作地区、生出地区、横田地区、竹駒地区、長部地区、今泉地区、高田地区、小友地区、広田地区

◆協議体設置状況

年度	設置数(か所)	設置地区
H30年度	6	生出地区、横田地区、竹駒地区、高田地区、小友地区、広田地区
R1年度	8	下矢作地区、生出地区、横田地区、竹駒地区、長部地区、高田地区、小友地区、広田地区
R2年度	8	下矢作地区、生出地区、横田地区、竹駒地区、長部地区、高田地区、小友地区、広田地区
R3年度	9	下矢作地区、矢作地区、生出地区、横田地区、竹駒地区、長部地区、高田地区、小友地区、広田地区

事業名	認知症総合支援事業
法令根拠	介護保険法第115条の45第2項
目的	認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、早期発見・早期治療を推進し、予防から重症化予防に至るまでの継続した認知症施策を推進する。
対象	市内在住の住民
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人等に対する相談支援に関すること。 ・認知症の人等に対する適切な支援の検討及び関係機関の連携調整等の支援に関すること。 ・認知症サポーター養成講座など、認知症の普及・啓発に関すること。
状況	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームによる訪問活動の実施 ・認知症地域支援推進員の配置 ・認知症サポーター養成講座の開催・支援 ・認知症介護家族交流会、認知症カフェ支援 (認知症にやさしい地域支援の会、朝日のあたる家、認知症を考える会と協働)
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口相談者へのアセスメントと指導 ・認知症ケアパスの配布 ・認知症初期集中チームの設置により、早期の治療や介護サービス利用促進 ・認知症地域支援推進員の配置により、認知症カフェ推進や認知症サポーターの養成推進

【資料6-9】

◆認知症初期集中支援チームの活動状況（H29年度設置）

年度	チーム数(か所)	職種	訪問実数(人)	訪問延数(人)	チーム員会議数(回)
R1年度	1	医師・保健師・臨床心理学博士 認知症地域支援推進員・看護師	2	3	-
R2年度	1	医師・保健師・臨床心理学博士 認知症地域支援推進員・看護師	3	4	4
R3年度	1	医師・保健師 認知症地域支援推進員	3	4	2

◆認知症初期集中支援チーム検討委員会の開催（H29年度設置）

年度	開催数(回)	参加者数(人)
R1年度	1	13
R2年度	1	10
R3年度	0	0

◆認知症サポーター養成講座の開催状況

年度	開催数(回)	受講者(人)	開催場所
R1年度	15	215	各地区公民館、保健推進員、暮らしささえ隊 等
R2年度	18	336	各地区公民館、銀行、オンライン 等
R3年度	14	225	アバッセ、各地区公民館、小学校 等

◆認知症サポーターステップアップ講座の開催状況

年度	開催数(回)	受講者(人)
R1年度	1	11
R2年度	1	15
R3年度	1	7

事業名	地域ケア会議推進事業
法令根拠	介護保険法第115条の48
目的	個別ケースのケアマネジメント支援を実務者レベルの地域ケア会議を開催。また、把握した課題を普遍化し、地域課題を解決していく。これにより、多職種連携、地域のニーズや社会資源を的確に把握が可能になり、地域課題への取り組みが推進され、高齢者が地域で生活しやすい環境の実現を目指す。
対象	市内在住の住民
事業内容	個別ケースの検討、地域課題の発見・把握、地域づくり・資源開発の検討
状況	支援困難事例等従来の個別ケース検討のための地域ケア会議に加え、令和元年度より自立支援型地域ケア会議を開催。
方針・計画	地域ケア個別会議から見えてくる地域課題から、共通課題や住民だけでは解決が困難なもの等を、地域ケア推進会議において取り上げ、課題への取り組みを検討していく。

【資料6-10】

◆地域ケア個別会議（支援困難事例等）開催状況

年度	開催数(回)	検討内容
H29年度	3	個別課題
H30年度	6	個別課題
R1年度	3	個別課題
R2年度	2	個別課題
R3年度	4	個別課題

◆地域ケア個別会議（自立支援型）開催状況

年度	開催数(回)	検討内容
R1年度	4	個別課題
R2年度	5	個別課題
R3年度	4	個別課題

◆地域ケア推進会議開催状況

年度	開催数(回)	検討内容
H30年度	1	地域課題
R1年度	1	地域課題
R2年度	1	地域課題
R3年度	1	地域課題

(5) その他

事業名	市内飲食事業者等と連携したつながり支援事業
法令根拠	※新型コロナウイルス感染症関係
目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者向けイベントの中止や外出の自粛による高齢者の孤立を防止し、高齢者の不安感を軽減する。また、経済的な影響を受けている市内飲食事業者の経済的な支援を図ることとする。
対象	70歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
事業内容	配食を通じた高齢者の見守り、市内飲食事業者等の経済的支援
状況	夕食の配食を通じ、高齢者の見守りを行った。
方針・計画	対象や配食の期間を拡大した上で継続する。

【資料6-11】

◆利用状況

年度	実人数(人)	配食延べ数(食)	緊急対応数(件)
R2年度	247	3360	14
R3年度	253	9033	22

7 保健師業務状況

◆家庭訪問件数

(単位：件)

年 度		H29		H30		R1		R2		R3	
区 分		実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数	実件数	延件数
精 神		29	94	24	115	24	48	12	31	15	42
(内訳)	社 会 復 帰	7	18	3	21	1	1	0	0	1	3
	高 齢 者 精 神 保 健	3	4	4	13	2	2	1	1	0	0
	ア ル コ ー ル	7	47	5	48	3	6	1	6	2	7
	薬 物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	思 春 期	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	心 の 健 康 づ く り	0	0	1	1	8	12	1	1	2	2
	そ の 他	11	23	11	32	10	27	9	23	10	30
成 人		0	0	1	1	0	0	44	74	21	57
(内訳)	要 指 導 者	0	0	1	1	0	0	0	0	2	2
	個 別 健 康 教 育 対 象 者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	閉 じ こ も り 予 防	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	介 護 家 族 者	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
	寝 た さ り の 者	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0
	認 知 症 の 者	0	0	0	0	0	0	4	4	5	8
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	34	64	14	47
高 齢 者 (65歳以上)		11	31	4	6	0	0	462	1591	197	877
そ の 他 (難病等)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総 計		40	125	29	122	24	48	518	1,696	233	976

※R2年度より被災者健康支援訪問件数を含む。

8 栄養士業務状況

◆栄養教育等件数

(単位：回、人)

本 計 画 事 項 基	年 度 区 分 項 目	H29				H30				R1				R2				R3					
		集 団		個 別		集 団		個 別		集 団		個 別		集 団		個 別		集 団		個 別			
		回数	人数	人数	訪問 (再掲)	回数	人数	人数	訪問 (再掲)	回数	人数	人数	訪問 (再掲)	回数	人数	人数	訪問 (再掲)	回数	人数	人数	訪問 (再掲)		
母子	妊 産 婦	2	24	0	0	2	24	1	1	2	37	1	1	1	15	0	0	2	32	1	0		
	乳 児	13	160	55	0	14	216	78	0	13	143	84	0	12	195	105	1	14	161	105	1		
	幼 児	0	0	43	0	1	4	51	0	18	293	60	0	19	255	47	0	19	200	65	0		
	小・中・高校生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ライ フ ス テ ー ジ	成人・高齢者 (再掲)	栄養教育・相談	33	524	0	0	26	459	0	0	36	797	0	0	4	44	24	0	13	36	591	0	
		健診事後指導	3	17	0	0	3	20	0	0	3	31	0	0	2	24	24	0	8	0	577	0	
		脳卒中・心疾患	16	281	0	0	16	270	0	0	12	205	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		糖 尿 病	8	182	0	0	5	115	0	0	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		その他の病態栄養	2	25	0	0	1	14	0	0	5	223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		栄養・食生活	4	19	0	0	1	40	0	0	15	324	0	0	2	20	0	0	5	36	13	0	
	男の料理教室	1	22	/	/	2	11	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	0	/	/	
	介護予防教室	9	157	/	/	11	152	/	/	11	112	/	/	26	287	/	/	3	26	3	/	/	
	や 地 食 文 特 性 化	郷土食・地元食材の普及	2	29	/	/	1	12	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/	
		市広報誌への掲載	8	/	/	/	10	/	/	4	/	/	/	/	3	/	/	1	/	/	/	/	
地 域 の 人 や つ な が り	食育月間の普及啓発	0	0	/	/	12	1024	/	/	7	600	/	/	11	600	/	/	8	700	/	/		
	食生活改善推進員養成	6	25	/	/	5	112	/	/	5	44	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/		
	食生活改善推進員育成	5	145	/	/	8	184	/	/	12	242	/	/	1	36	/	/	5	151	/	/		
	健康のつどい	1	200	/	/	1	360	/	/	1	440	/	/	0	0	/	/	0	0	/	/		
	介護支援	0	0	0	0	1	23	0	0	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	関係機関連絡会議	20	/	/	/	15	/	/	/	21	/	/	/	21	/	/	/	42	/	/	/	/	
計	100	1,286	98	0	109	2,581	130	1	132	2,727	145	1	98	1,432	176	1	107	1,306	765	1			

9 健康相談員業務状況

◆家庭訪問件数

(単位：件)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
実件数	548	626	1,260	1,752	1,058
延件数	1,269	1,694	4,601	8,223	5,151

※R1 年度よりラジオ体操等での健康相談も含む。

10 権限移譲関係

事業名	免許交付事務
対象	18 免許（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、薬剤師、栄養士、調理師、製菓衛生師、クリーニング師、准看護師）
事業内容	上記免許について、新規、訂正・書換、再交付について対応している。
現状	下記参照
方針・計画	免許事務においては、遅滞なく、かつ速やかに処理するとともに個人情報の漏えい減失及びき損がないよう適正に管理する。

◆免許交付件数

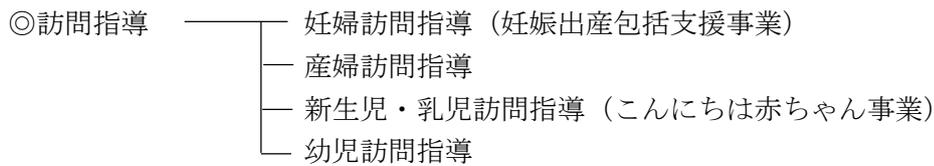
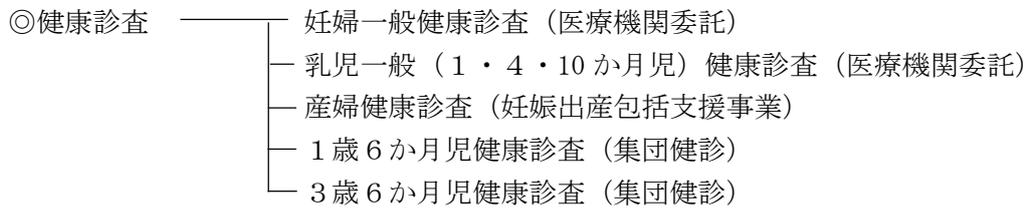
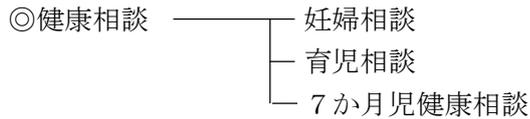
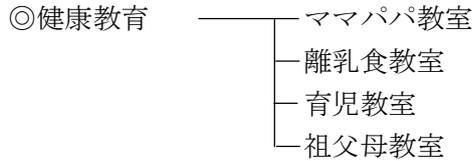
(単位：件)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R3年度 内訳
新規	5	2	5	2	3	5	2	看護師1名、保健師1名
訂正 書換	4	5	2	1	3	1	2	准看護師1名、栄養士1名
再交付	0	2	0	0	1	0	0	
合計	9	9	7	3	7	6	4	

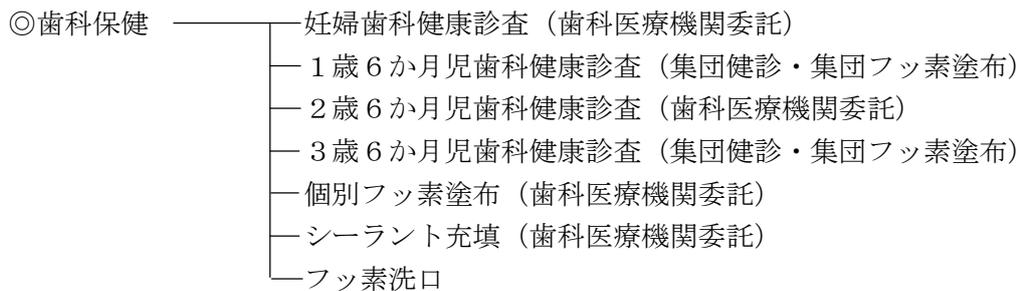
第 3 保健事業の体系（参考）

1 母子保健事業

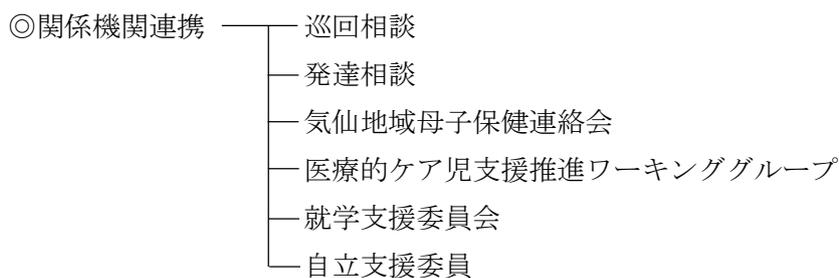
◎母子健康手帳交付



◎新生児聴覚検査

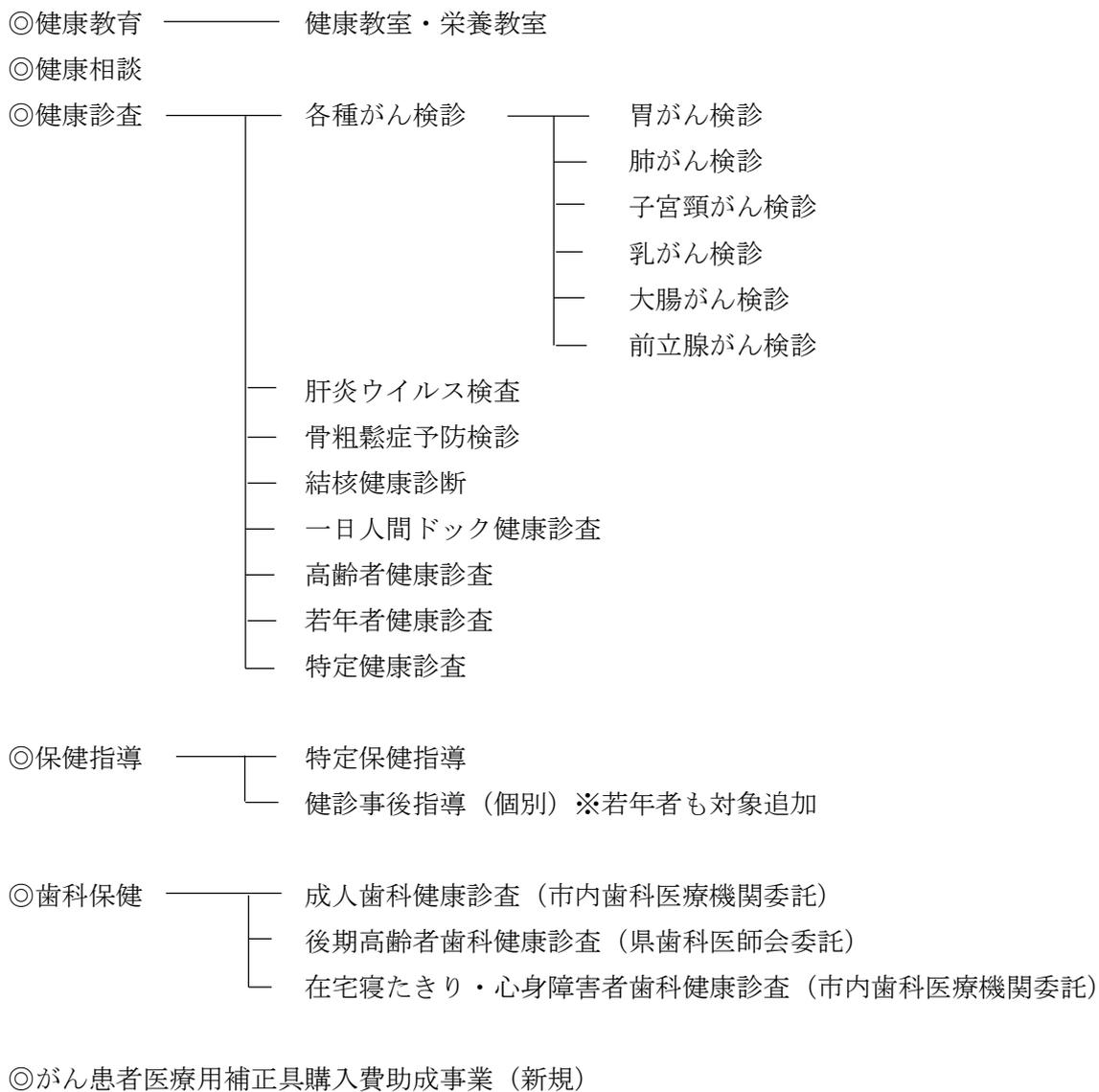


◎思春期保健 —— 市内中学校での講話



- ◎その他
 - 養育医療給付事業
 - 不妊に悩む方への特定治療支援事業
 - ハイリスク妊産婦等交通費助成事業

2 成人保健事業



3 感染症予防事業（予防接種事業）

- ◎定期予防接種
 - BCG
 - B型肝炎
 - 4種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき・ポリオ）
 - 不活化ポリオワクチン
 - 二種混合（ジフテリア・破傷風）
 - 麻しん風しん混合ワクチン第1期・第2期
 - 日本脳炎
 - ヒブワクチン
 - 小児肺炎球菌ワクチン
 - 子宮頸がん予防ワクチン
 - 水痘ワクチン
 - ロタウイルスワクチン（令和2年10月より）
 - インフルエンザ（65歳以上）
 - 高齢者の肺炎球菌
 - 風しん第5期

◎風しん抗体検査

◎任意予防接種 ——— インフルエンザ（生後6か月から中学3年生）

◎新型インフルエンザ対策（新型コロナウイルス）

4 健康づくり推進事

◎健康づくり推進協議会、歯科保健推進協議会

◎健康のつどい

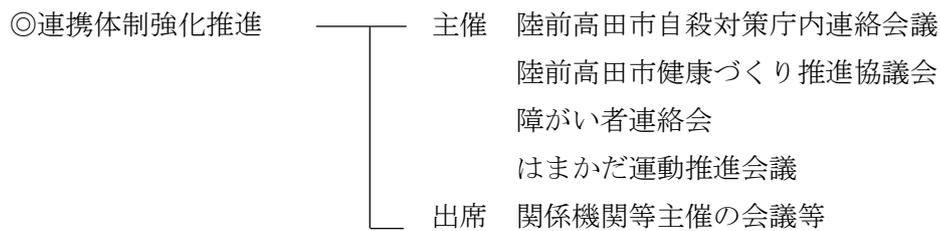
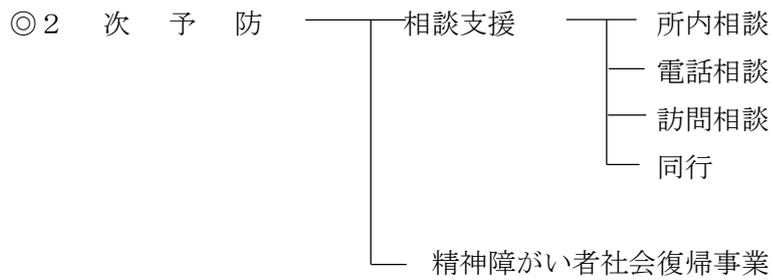
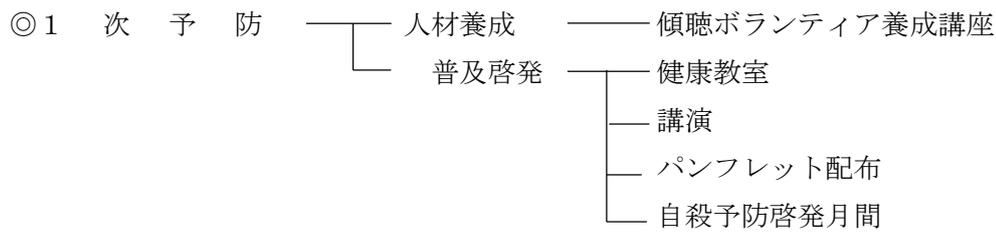
◎健康文化都市推進事業

◎保健推進員育成

◎食育推進

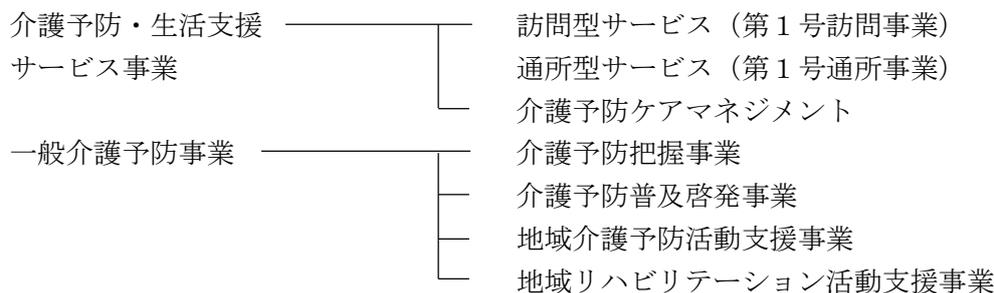
◎「はまってけらいん、かだつてけらいん運動」の推進

5 精神保健福祉事業（こころの健康づくり事業）

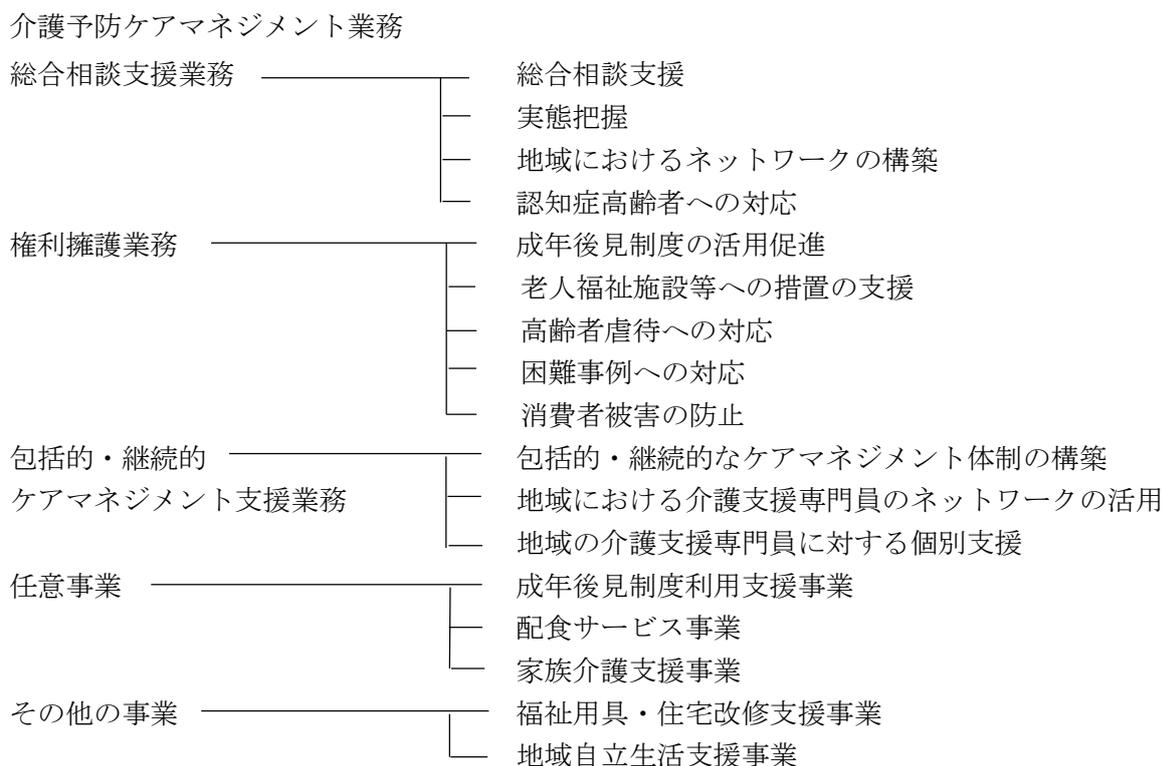


6 地域支援事業

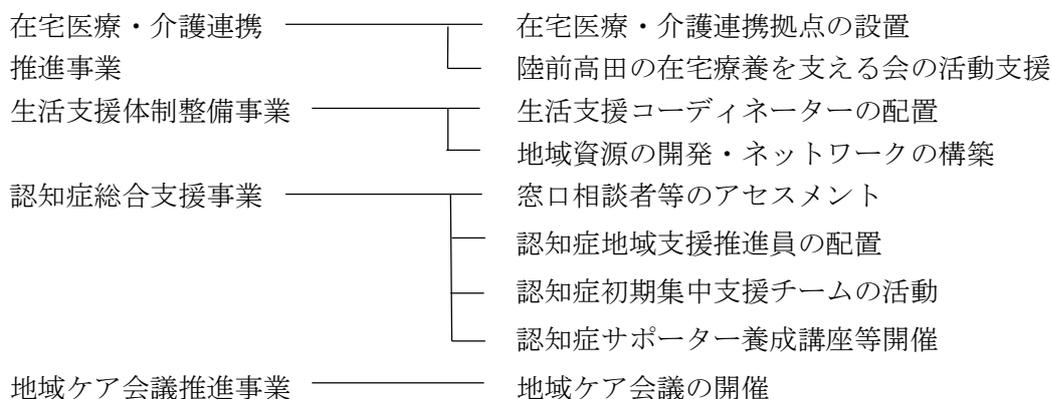
◎介護予防・日常生活支援総合事業



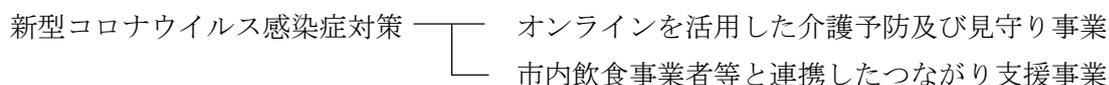
◎包括的支援事業（地域包括支援センターの設置運営）及び任意事業



◎包括的支援事業（社会保障充実分）



◎その他



陸前高田市 福祉部保健課
岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地
0192-54-2111
令和4年9月発行